周防大島町告示第139号

令和７年第３回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和７年８月26日

周防大島町長　藤本　淨孝

１　期　日　　令和７年９月２日

２　場　所　　大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

| | |
|---|---|
| 占部　智子君 | 淺原　賢潤君 |
| 山根　耕治君 | 栄本　忠嗣君 |
| 岡﨑　裕一君 | 山中　正樹君 |
| 白鳥　法子君 | 田中　豊文君 |
| 新田　健介君 | 吉村　　忍君 |
| 久保　雅己君 | 小田　貞利君 |
| 尾元　　武君 | 荒川　政義君 |

---

○９月17日に応招した議員

---

○９月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

令和７年　第３回（定例）周　防　大　島　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和７年９月２日（火曜日）

議事日程（第１号）

令和７年９月２日　午前９時30分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告並びに提案理由の説明

日程第５　同意第１号　周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第６　同意第２号　周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第７　認定第１号　令和６年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第８　認定第２号　令和６年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第９　認定第３号　令和６年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10　認定第４号　令和６年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11　認定第５号　令和６年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12　認定第６号　令和６年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について

日程第13　認定第７号　令和６年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について

日程第14　認定第８号　令和６年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について

日程第15　議案第１号　令和７年度周防大島町一般会計補正予算（第３号）

日程第16　議案第２号　令和７年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第17　議案第３号　令和７年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

日程第18　議案第４号　令和７年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第19　議案第５号　令和７年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第１号）

日程第20　議案第６号　令和７年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第21　議案第７号　令和７年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第１号）

日程第22　議案第８号　周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につ

いて

日程第23　議案第９号　周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第24　議案第10号　周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について

日程第25　議案第11号　周防大島町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第26　議案第12号　周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告並びに提案理由の説明

日程第５　同意第１号　周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第６　同意第２号　周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第７　認定第１号　令和６年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第８　認定第２号　令和６年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第９　認定第３号　令和６年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10　認定第４号　令和６年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11　認定第５号　令和６年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12　認定第６号　令和６年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について

日程第13　認定第７号　令和６年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について

日程第14　認定第８号　令和６年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について

日程第15　議案第１号　令和７年度周防大島町一般会計補正予算（第３号）

日程第16　議案第２号　令和７年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第17　議案第３号　令和７年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

日程第18　議案第４号　令和７年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第19　議案第５号　令和７年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第１号）

日程第20　議案第６号　令和７年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第21　議案第７号　令和７年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第１号）

日程第22　議案第８号　周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第23　議案第９号　周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第24　議案第10号　周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について

日程第25　議案第11号　周防大島町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第26　議案第12号　周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結について

---

出席議員（13名）

| | |
|---|---|
| １番　占部　智子君 | ２番　淺原　賢潤君 |
| ３番　山根　耕治君 | ４番　栄本　忠嗣君 |
| ５番　岡﨑　裕一君 | ７番　白鳥　法子君 |
| ８番　田中　豊文君 | ９番　新田　健介君 |
| 10番　吉村　　忍君 | 11番　久保　雅己君 |
| 12番　小田　貞利君 | 13番　尾元　　武君 |
| 14番　荒川　政義君 | |

---

欠席議員（１名）

６番　山中　正樹君

---

欠　　員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

| | |
|---|---|
| 事務局長　岡原　伸二君 | 議事課長　林　　祐子君 |
| 書　　記　末武　良浩君 | |

---

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|---|
| 町長　……　藤本　淨孝君 | 副町長　……　山中　茂雄君 |
| 教育長　……　星野　朋啓君 | 病院事業管理者　……　石原　得博君 |
| 総務部長　……　木谷　　学君 | 産業建設環境部長　……　松村　　浩君 |
| 下水道部長　……　藤本　倫夫君 | 統括総合支所長　……　辻田　建一君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会計管理者 …… | 宮崎由紀子君 | 教育次長 …… | 中原　藤雄君 |
| 病院事業局総務部長 … | 木村　稔典君 | 総務課長 …… | 梅木　義弘君 |
| 財務課長 …… | 今尾　勝則君 | 政策企画課長 …… | 堀脇　国輝君 |
| 税務課長 …… | 山根　一夫君 | 健康増進課長 …… | 大久保晴美君 |
| 福祉課長 …… | 濱中　靖夫君 | 介護保険課長 …… | 松田　知亮君 |
| 生活衛生課長 …… | 浜元　信之君 | 地域交通課長 …… | 木嶋　勇人君 |
| 社会教育課長 …… | 小泉　周三君 | 財務課副課長 …… | 佐原　正幸君 |

午前９時30分開会

**○議長（荒川　政義君）**　改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和７年第３回周防大島町議会定例会を開会いたします。

山中議員から、欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１番、占部智子議員、２番、淺原賢潤議員を指名いたします。

**日程第２．会期の決定**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る８月２６日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から９月１９日までの１８日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から９月１９日までの１８日間とすることに決定しました。

**日程第３．諸般の報告**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第３、諸般の報告を行います。

それでは、本年６月定例会以降の諸般について、御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（６月・７月・８月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望等につきまして、陳情・要望第５号車両の安全な通行のための町道等の支障木伐採についてを受理しましたので、議員配付として既にお手元にお届けしております。

次に、要望活動について、御報告をいたします。

はじめに、令和７年７月４日、山口県東部地域の道路網整備について、関係市町の首長並びに各議長、山口県議会柳居俊学議長をはじめとする県議会議員の皆様方や各商工会の会長各位とともに、村岡嗣政山口県知事並びに国土交通省山口河川国道事務所田村桂一所長に対し、要望活動を行いました。

また、令和７年８月２５日に、岩国大竹道路及び岩国柳井間バイパスの建設促進について、国土交通省、財務省並びに関係する国会議員に対し、強く要望活動を行ってまいりました。

次に、系統議長会関係についてでございます。

まず、柳井広域の関係では、令和７年７月１日に開催された、第２４回柳井地区広域市町議会議員研修会には本町議会から１２名の議員が出席し、柳井市議会人口問題特別委員会中川隆志委員長より、特別委員会での取組状況等の経過についての報告を受けました。

また、山口県総合企画部中山間地域振興課神田直子主幹から「山口県の移住促進や関係人口拡大について」と題して講演を拝聴いたしました。

令和７年７月２日に開催された柳井地域広域水道企業団議会第１回臨時会へ山根議員と吉村議員が出席しております。

令和７年７月１６日に開催された柳井地区広域消防組合議会第１回臨時会へ岡﨑議員と久保議員が出席しております。

次に、山口県の関係について、令和７年７月２日に招集された山口県町議会議長会定例会では、令和６年度の事業報告及び歳入歳出決算を審議し、全会一致で認定されました。

閉会後に開催された山口県離島振興市町議会議長会第１回臨時会においても、令和６年度の事業報告及び歳入歳出決算を審議し、全会一致で認定されました。

また、令和７年８月２０日には、セントコア山口で町議会広報研修会が開催され、本町議会から、議会広報編集特別委員会の６名が参加いたしました。講師には、議会広報ファシリテーターで、熊本学園大学招聘教授の越地真一郎氏をお迎えし、「少しは化けましたか！～全国のチャレンジ広報に学ぶ～」と題した講演があり、その後のクリニックでは、ほかの町の取り組みなどについて学ぶとともに、講師からのアドバイス等を受けたようです。本町の議会広報誌は、内容も充実、総体的に各所に工夫が見られ、大変質が高いと認識をしております。発行に至るまで短期

間での編集作業は大変でございますが、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、全国の関係について、御報告をいたします。

令和７年７月１８日に、全国町村議員会館で行われた全国離島振興市町村議会議長会第１回総会及び第１回離島振興に関する研修会に出席いたしました。総会では、令和６年度の収支決算、令和８年度離島の振興に関する要望と要請活動、役員の選任について、審議が行われました。

総会後の研修会では、鹿児島県立大島病院麻酔科部長、大木浩氏を講師にお招きし、「離島血液供給体制における現状と課題」について、御講演を拝聴いたしました。

最後に、町人会の関係でございます。

令和７年１０月４日に、近畿大島会が開催される予定となっております。本件につきましては、今定例会の最終日に議員派遣としてお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

**日程第４．行政報告並びに提案理由の説明**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第４、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

**○町長（藤本　淨孝君）**　おはようございます。本日は、令和７年第３回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわりませず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、行政報告を３件申し上げます。

１件目は、米軍岩国基地関連について御報告いたします。

去る令和７年６月１２日に、山口県による国の予算編成及び政策決定等に関する政府要望が村岡県知事と柳居県議会議長により行われました。

このたびの防衛省要望では、中谷元防衛大臣に対して、米軍岩国基地にかかる安心・安全対策の推進と、住民福祉の向上と地域の発展に資する振興策の実施について要望されています。

また、米空母艦載機部隊配備特別交付金制度及び再編関連特別地域整備事業について、確実な予算措置と制度の運用改善や、令和１０年度以降の県交付金の継続についても要望されております。

次に、令和７年８月８日には、県並びに岩国基地周辺の２市２町で構成する山口県基地関係県市町連絡協議会として、中国四国防衛局に対し、騒音対策の強化や事件・事故の防止等の安心・安全対策に関する要望や、地元の負担と協力に見合う支援策等の地域振興策に関する要望を行ったところでございます。

以上のとおり、米軍岩国基地に関する状況等について御報告申し上げましたが、今後も継続し

て本会議へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して、町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

２件目は、ハワイ州カウアイ郡長訪問団の来町について、御報告いたします。令和７年７月２６日から令和７年７月２８日にかけて、ハワイ州カウアイ郡のデレク・カワカミ郡長をはじめとする総勢１２名の訪問団が来町されました。

このたびの訪問は、岡山県美作市との姉妹都市締結や、滋賀県守山市との姉妹都市締結５０周年記念式典にあわせ、周防大島町へ来町されたものでございますが、大半の方々が初めて訪問され、６０年にわたる交流の中でも最長の日程、かつ最多の訪問者をお迎えいたしました。

令和７年７月２６日は、片添のマリッサリゾートサザンセト周防大島で開催されたサタデーフラにて、地元フラチームのフラダンスを鑑賞されるとともに、カウアイ訪問団の方も飛び入り参加されるなど、大いに盛り上がりました。翌令和７年７月２７日には、町内各所を巡られましたが、日本ハワイ移民資料館においては、カワカミ郡長が移民渡航記録の検索コーナーで御自身のルーツを確認されました。また、午後からはフラダンスのワークショップを行い、地元フラチームの子ども達と交流をしましたが、私自身も初めてフラダンスの体験、交流をさせていただきました。

最終日の令和７年７月２８日には、大島庁舎へ表敬訪問に来られました。意見交換会においては、町議会議員の皆様にも御出席いただきまして、議場も見学させていただき、カウアイ郡の方々も大変喜ばれておりました。皆様、誠にありがとうございました。

このたびの交流は、両島の絆が益々深まっていくことを確信する大変有意義な時間であったと感じております。今後におきましても、先人が積み重ねてきた交流の歴史を大切にしながら、子ども達に引き継いでいけるよう末長く交流を推進してまいりますので、議員各位におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、令和６年度決算の状況並びに財政健全化判断比率等について御報告いたします。

令和６年度決算につきましては、令和７年５月末日に出納を閉鎖し、その後、監査委員による決算審査を経て、令和７年８月１９日に決算審査による意見書をいただいたところであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定によりまして、令和６年度の決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率の報告書並びに監査委員の意見書につきまして、ＳｉｄｅＢｏｏｋｓにて配付しているとおりであります。

それではまず、一般会計の決算の状況でございますが、歳入総額１６４億９，５５７万１，８９０円に対し、歳出総額１５８億４，９１３万２，４９０円、歳入歳出差引額は６億４，６４３万９，４００円で、翌年度へ繰り越すべき財源８，０８７万４，０００円を差し引いた実質収支額は、５億６，５５６万５，４００円の黒字となりました。

なお、財源不足見込みを補うための財政調整基金繰入金７億円が含まれておりまして、令和６年度のトータルの差し引きを示す実質単年度収支額は、３億３，０９１万１５０円のマイナスでございます。

公営企業特別会計を除く各特別会計におきましては、黒字若しくは収支ゼロの決算となっております。

次に、令和６年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率についてでありますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額はなく、実質公債費比率においては１２．２％であります。

将来負担比率においては、財政調整基金などの充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、令和４年度、令和５年度に続き、比率はマイナスとなり算定されませんでした。いずれの数値も早期健全化基準を下回っているところであります。

また、全ての特別会計におきまして、資金不足は生じていない状況にあり、本町の財政状況は厳しい状況にはあるものの、財政の健全性は維持されていると判断されるところであります。自主財源に乏しい本町においては、地方交付税への依存度が非常に高い状況に変わりはなく、令和７年国勢調査、人口の減少による交付税への影響も想定されることから、今後も一層の経常的経費の抑制と安定的な自主財源の確保に努める必要があります。

このような財政状況をしっかりと受け止め、持続可能な成長・発展につながる行財政運営を進め、財政構造の健全性を維持するための取り組みが重要であると考えております。

以上、行政報告を３件させていただきました。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、同意に関するもの２件、決算の認定に関するもの８件、補正予算に関するもの７件、条例の一部改正に関するもの３件、計画の変更について１件、工事請負契約の締結について１件の合計２２件であります。

同意第１号は、任期満了に伴う周防大島町教育委員会教育長の任命について、議会の同意を求めるものであります。

同意第２号は、任期満了に伴う周防大島町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

認定第１号から認定第８号までの８件は、令和６年度の一般会計から渡船事業特別会計までの各会計の歳入歳出決算及び水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業特別会計決算の認定についてお諮りするものであります。

一般会計の実質収支は５億６，５５６万５，４００円の黒字となり、公営企業特別会計を除くその他の特別会計につきましても、黒字若しくは収支ゼロの決算となり、おかげをもちまして各会

計とも順調に予算執行ができたものと考えております。

監査委員の決算審査意見並びに主要な施策の成果を説明する書類を添えて、決算書をお配りしているところでありますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明申し上げます。

議案第１号は、令和７年度周防大島町一般会計補正予算（第３号）であります。既定の予算に５億８，１１７万２，０００円を追加し、補正後の予算の総額を１６０億２，０７１万５，０００円とするものであります。

議案第２号は、令和７年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）であります。既定の予算に５，３５４万９，０００円を追加し、補正後の予算の総額を２６億７，８２６万８，０００円とするものであります。

議案第３号は、令和７年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）であります。既定の予算に４２万円を追加し、補正後の予算の総額を５億５６８万８，０００円とするものであります。

議案第４号は、令和７年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）であります。保険事業勘定の既定の予算に３億１，６８６万５，０００円を追加し、補正後の予算の総額を３４億９，９６３万４，０００円とするものであります。

議案第５号は、令和７年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第１号）であります。既定の予算に６４万１，０００円を追加し、補正後の予算の総額を１億５，４９９万２，０００円とするものであります。

議案第６号は、令和７年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）であります。既定の予算を４０６万円減額し、補正後の予算の総額を１７億３，０７８万３，０００円とするものであります。

議案第７号は、令和７年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第１号）であります。収益的収入及び支出のほか、他会計からの補助金を補正するものであります。

議案第８号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準準拠システムへの移行に関し、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第９号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、部分休業制度の取得要件の緩和について、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第１０号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正については、周防大島町町衆文

化の薫る郷公園内の生活の館を解体することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第１１号は、周防大島町過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第１２号周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結については、福岡市博多区のカナデビア株式会社九州支社と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

**日程第５．同意第１号**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第５、同意第１号周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

一身上に関する事件でございますので、星野教育長の退場を求めます。

〔教育長　星野　朋啓君　退場〕

**○議長（荒川　政義君）**　それでは、提出者の説明を求めます。藤本町長。

**○町長（藤本　淨孝君）**　同意第１号は、周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。

本町教育委員会教育長である星野朋啓氏は、令和７年１１月２６日をもって３年間の任期を満了いたします。

私といたしましては、重責を担う教育行政の長として、児童生徒の確かな学力の定着や豊かな心と健やかな体の育成、また学校統合や廃校施設の利活用、各種教育施設の再編、生涯学習をはじめとする社会教育の推進など、本町教育行政向上発展のために、引き続き星野氏を周防大島町教育委員会教育長に任命したいと考えております。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会にお諮りする次第であります。

星野氏の経歴については、添付の関係資料のとおりであります。

議員各位におかれましては、星野朋啓氏の周防大島町教育委員会教育長任命について、御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（荒川　政義君）**　説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第１号星野朋啓氏を周防大島町教育委員会教育長に任命することについて、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（荒川　政義君）**　起立全員であります。よって星野朋啓氏を周防大島町教育委員会教育長に任命することに同意することに決定いたしました。

星野教育長の入場を許可します。

〔教育長　星野　朋啓君　入場〕

**○議長（荒川　政義君）**　ただいま、周防大島町教育委員会教育長に任命同意と決しました星野教育長より、発言の申し出がありましたので、これを許可します。星野教育長。

**○教育長（星野　朋啓君）**　皆さん、任命同意を賜りまして、本当にありがとうございます。３年と５か月、教育長のお仕事をさせていただいております。今日はお話をする機会をいただきましたので、これまでのことと現状について少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、周防大島町の学力です。学力は非常に大事であります。テストで捉えることができる学力については、この３年５か月でかなり向上しました。なかなか厳しい状態だったのですが、現在は、全国学力・学習状況調査については、全国平均とほぼ同じところまで持ってくることができました。

ただし、周防大島町教育委員会として狙っている学力というのは、そのテストで捉えられるものだけではありません。

今ＡＩができました。ＡＩができたということは、人間にとって、とても大きな変化だと思っております。今まで人間は、何回もこういう変化に対応してきました。

例えば火をコントロールするようになったとき、そして蒸気機関が出たとき、電気を使い始めたとき、そして最近ではインターネットが入ったとき、大きな社会変革が起こっております。その歴史に学べば、今回のＡＩというのは、人類史上初めて人間よりも賢くなるものを作ったということであります。

ですから、私達が今まで経験してきたことがそのまま通用しない、ちょっと飛んだ、分断した、その変化が起こると想定した中で、教育はどうあるべきかということを考えております。変化への対応、どんな力がいるのかということを踏まえた教育展開をしなければならないと思っております。

周防大島町としては、それを目的に対するマネジメント能力の育成ということをあげて、これまで取り組んでまいりました。実際、取り組んできて、なかなか厳しいこともあるのですが、一番の厳しいことは、学校というものが失敗をなかなか許さない、許されない状況に、今あるということであります。

やはり失敗を繰り返しながら、失敗のリカバリーもしっかり自分なりにチャレンジするという機会がなければ、子ども達は育たないと思っています。やはり失敗を許容する社会であってほしいし、そういう社会を作る人を育成しなければいけないと思っております。そして、その失敗は成功に対する土台になるものでなければいけないと思っております。そういうことをするためには、今の学校教育の中だけでは足りません。

そこで、現在、地域創生活動にも子ども達をしっかり入れさせてくださいということで、カリキュラムを大幅に今改善しているところであります。実際に、学力を大きく伸ばした小学校がありますが、ここは社会教育も含めて地域創生をしております。大人の人から聞くと、何かワクワクすると、大人がワクワクしていると、何か変わりそうな気がするというのが、今度は子どもに伝わっているという状況が観察できます。

私自身としても、今、小学校・中学校・高校まで全部授業に行っておりますけれど、そういう授業を通じて、子ども達、生徒達に直接語りかけていこうと思っております。

今後の展開ですが、今までやってきたことが今度実となって、実際の活動が各学校でいろいろ起こってくると思います。その際に、しっかりこのことを理解していただいたうえで、これまでと変わらぬ御支援をいただけますと、本当に幸せます。

子ども達は大島の宝であり、未来への大きな投資でもあります。最も大事な活動の１つだと思っておりますので、私、先頭に立って頑張ってまいりますので、今後ともどうぞお力添えをよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。（拍手）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

**日程第６．同意第２号**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第６、同意第２号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

**○町長（藤本　淨孝君）**　同意第２号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本町教育委員会委員のうち、大沼伸彦氏が、令和７年１１月２６日をもって任期満了となります。大沼氏は、令和３年１１月２７日に教育委員会委員として御就任いただき、学校教育や社会教育の進展、東和地区小学校の東和小学校への統合、学校給食費の無償化、また、学校の個別空

調設備の整備など、本町教育行政向上発展のために、多大な御尽力をいただいたところであります。

ここに、在任中の御労苦に心から感謝をいたしますとともに、その御功績に対し深く敬意を表し、あわせて今後益々の御健勝と御活躍を心より御祈念申し上げるものであります。

さて、後任の周防大島町教育委員会委員の任命を要するものでありますが、私といたしましては、教員としての経験があり、教育に関しての識見を有しておられ、現在は実業家として事業を営まれており、温厚誠実な人柄で、責任感旺盛で判断力にも優れ、豊富な知識や経験を有しておられる田中勝志氏が最適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会にお諮りする次第であります。

田中氏は周防大島町の出身で、教員として２１年間勤務された後は、東和地区の船越で会社経営を行っておられ、地域の発展にも大きく貢献されております。

教育委員会におきましては、教育や事業で培ってきた実績を本町の教育運営に活かしていただき、児童・生徒の学力の向上や体位・体力の向上、学校規模の適正化、社会教育の推進など多くの課題の解決のため、田中氏の周防大島町教育委員会委員としての手腕に大きく期待しているところであります。

田中氏の経歴については、添付の関係資料のとおりであります。なお、現在、柳井市にお住まいですが、今後、出身地の周防大島町へ転居される予定と伺っております。

議員各位におかれましては、田中勝志氏の周防大島町教育委員会委員任命について、御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（荒川　政義君）**　説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第２号田中勝志氏を周防大島町教育委員会委員に任命することについて、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（荒川　政義君）**　起立全員であります。よって田中勝志氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

---

**日程第７．認定第１号**

**日程第８．認定第２号**

日程第９．認定第３号

日程第１０．認定第４号

日程第１１．認定第５号

日程第１２．認定第６号

日程第１３．認定第７号

日程第１４．認定第８号

**○議長（荒川　政義君）**　日程第７、認定第１号令和６年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第１４、認定第８号令和６年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの８議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。宮崎会計管理者。

**○会計管理者（宮崎由紀子君）**　認定第１号令和６年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第５号令和６年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、各会計の決算につきまして、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第１号令和６年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

令和６年度周防大島町各会計歳入歳出決算書の９ページをお願いいたします。

歳入の合計額につきましては、予算現額１７１億４，７５１万１，０００円、調定額１７１億１，３７６万６，４０２円に対しまして、収入済額は１６４億９，５５７万１，８９０円で、調定額に対する収入率は９６．３９％となっております。不納欠損額４，５３９万４，３６０円につきましては、７ページに戻りまして、１款町税１項町民税は２９２万５，５４７円で、個人、滞納繰越５９人、２項固定資産税は４，１９０万９，５１３円で、滞納繰越１９４人、３項軽自動車税は４６万３，７００円で、滞納繰越５８人。

次に、８ページをお願いいたします。

１２款分担金及び負担金２項負担金９万５，６００円は保育料で、滞納繰越１人となっております。収入未済額のうち、事業の繰越に伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額の主なものにつきましては、７ページに戻りまして、１款町税１項町民税の２，１５７万３，０２４円は、個人、現年９４人、滞納繰越１６９人、法人、現年３社、滞納繰越４社、２項固定資産税の３，１７８万３，８８５円は、現年４２３人、滞納繰越４３０人、３項軽自動車税の２６２万２，５８９円は、現年８９人、滞納繰越１０４人となっております。

８ページをお願いいたします。

１２款分担金及び負担金１項分担金の１０万円は、団体営ため池等整備事業の地元負担金となっております。また、１３款使用料及び手数料１項使用料の４，５６８万３６９円のうち４，５３１万４，０８９円は住宅使用料で、現年３０人、滞納繰越３９２人となっております。

次に、７ページをお願いいたします。

１款町税１項町民税の収入済額６億１２３万２，２５１円には、還付が済んでいない額――以降還付未済額と言いますが、１２万５，３９２円含まれておりますので、町民税の収入未済額の実数といたしましては、収入未済額２，１５７万３，０２４円に１２万５，３９２円を加算した２，１６９万８，４１６円となります。

同じく、１款町税２項固定資産税の収入済額６億５，４６５万３，０１０円につきましても、還付未済額２万５，６００円が含まれておりますので、収入未済額の実数といたしましては、収入未済額３，１７８万３，８８５円に２万５，６００円を加算した３，１８０万９，４８５円となります。この還付未済額につきましては、５３ページの事項別明細書の備考欄に記載しております。

１１ページをお願いいたします。

歳出の予算現額１７１億４，７５１万１，０００円に対しまして、支出済額は１５８億４，９１３万２，４９０円で、執行率は９２．４３％となっております。翌年度繰越額の５億２，０１２万５，０００円につきましては、令和７年第２回定例会において御報告しております令和６年度周防大島町繰越明許費及び事故繰越しの繰越額でございます。不用額につきましては、７億７，８２５万３，５１０円となっており、令和５年度決算と比較して７．２５％の増となっております。

１３ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は６億４，６４３万９，４００円となっており、令和５年度決算と比較して３４．６６％の増となっております。

以上で、一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、５３ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。また、以後の各会計の事項別明細書につきましても、説明の都度、あわせて御参照くださいますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第２号令和６年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

１９ページをお願いいたします。

歳入の予算現額２７億７，６１２万９，０００円、調定額２８億２，３８３万８，８７１円に対しまして、収入済額は２７億４，０８１万５，１５２円で、調定額に対する収入率は９７．０６％となっております。不納欠損額は国民健康保険税の１，０７５万５４円で、滞納繰越８３人、また、

収入未済額は国民健康保険税が７，２２７万３，６６５円で、現年１２１人、滞納繰越１７５人となっておりますが、収入未済額の実数といたしましては、事項別明細書３０３ページの備考欄のうち還付未済額の２万４，７００円を加算した７，２２９万８，３６５円となっております。

２０ページをお願いいたします。

歳出の予算現額２７億７，６１２万９，０００円に対しまして、支出済額は２６億８，９４６万７７８円で、執行率は９６．８８％となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は８，６６６万８，２２２円。

次に、２１ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、５，１３５万４，３７４円の決算となっております。

令和６年度末の国保加入状況につきましては、加入世帯数は２，５６１世帯、被保険者数は３，５９５人、世帯加入率は３２．４％、被保険者加入率は２６．９％で、１人あたりの医療費は５８万５，７４６円となっております。

続きまして、認定第３号令和６年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

２５ページをお願いいたします。

歳入の予算現額は４億８，７６５万６，０００円、調定額４億８，６３２万４，１５７円に対しまして、収入済額は４億８，５５９万１，２３３円で、調定額に対する収入率は９９．８５％となっております。不納欠損額は後期高齢者医療保険料の３１万６，３９２円で、滞納繰越１０人となっております。また、収入未済額は後期高齢者医療保険料で４１万６，５３２円、現年１８人、滞納繰越９人となっておりますが、収入未済額の実数といたしましては、事項別明細書３１７ページ備考欄のうち還付未済額の８１万２，１４５円を加算した１２２万８，６７７円となっております。

２６ページをお願いいたします。

歳出の予算現額４億８，７６５万６，０００円に対しまして、支出済額は４億８，５３８万３，４３３円で、執行率は９９．５３％となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は２２７万２，５６７円。

次に、２７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、２０万７，８００円となっております。

令和６年度末における後期高齢者医療保険の被保険者数は４，８４３人で、１人あたりの医療費は１００万６，３６７円となっております。

続きまして、認定第４号令和６年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

３３ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入の予算現額３４億１，７３９万６，０００円、調定額３４億１，０４０万４，７０４円に対しまして、収入済額は３４億９６０万３，６４１円で、収入率は９９．９８％となっております。

不納欠損額は介護保険料の８０万３，９７０円で、滞納繰越２７人、収入未済額がマイナス２，９０７円となっておりますが、これは事項別明細書３２５ページ備考欄にありますとおり、還付未済額が２２３万２，６９０円あるためで、収入未済額の人数は現年４２人、滞納繰越３８人となっております。収入未済額の実数といたしましては、うち還付未済額の合計２２３万２，６９０円を加算した２２２万９，７８３円となっております。

３４ページをお願いいたします。

歳出の予算現額３４億１，７３９万６，０００円に対しまして、支出済額は３０億９，１７４万６６２円で、執行率は９０．４７％となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は３億２，５６５万５，３３８円。

３５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、３億１，７８６万２，９７９円となっております。

３９ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定でありますが、歳入の予算現額は７１１万９，０００円で、調定額、収入済額はいずれも同額の６９７万４，０８５円、収入率は１００％となっております。

４０ページをお願いいたします。

歳出の予算現額７１１万９，０００円に対しまして、支出済額は６９７万４，０８５円で、執行率は９７．９６％となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は１４万４，９１５円。

４１ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。なお、令和６年度末の第１号被保険者数は７，４４７人で、認定者数は１，７４９人となっております。

続きまして、認定第５号令和６年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

４５ページをお願いいたします。

歳入の予算現額１億１，３１６万５，０００円に対しまして、調定額、収入済額はいずれも同額の１億９０１万５，２０２円で、調定額に対する収入率は１００％となっております。

４６ページをお願いいたします。

歳出の予算現額１億１，３１６万５，０００円に対しまして、支出済額は１億９０１万５，２０２円で、執行率は９６．３３％となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は

４１４万9，７９８円。

４７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円の決算となっております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。

３６３ページをお願いいたします。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額１６４億9，５５７万1，８９０円、歳出総額１５８億4，９１３万2，４９０円、歳入歳出差引額は6億4，６４３万9，４００円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源8，０８７万4，０００円を差し引いた実質収支額は、５億6，５５６万5，４００円で決算をいたしております。

３６４ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額２７億4，０８１万5，１５２円、歳出総額２６億8，９４６万７７８円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の5，１３５万4，３７４円となっております。

３６５ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額4億8，５５９万1，２３３円、歳出総額4億8，５３８万3，４３３円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の２０万7，８００円となっております。

３６６ページをお願いいたします。

３６６ページ、３６７ページは、介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

３６６ページの保険事業勘定でありますが、歳入総額３４億９６０万3，６４１円、歳出総額３０億9，１７４万６６２円、歳入歳出差引額は3億1，７８６万2，９７９円で、実質収支額も同額となっております。

３６７ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定でありますが、歳入総額、歳出総額は同額の６９７万4，０８５円、歳入歳出差引額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

３６８ページをお願いいたします。

渡船事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は同額の１億９０１万5，２０２円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。この調書につきましては、令和6年度中、移動のあった主な部分について御説明させていただきます。

３７１ページをお願いいたします。

１、公有財産の（1）土地及び建物の土地につきましては、学校では、小学校等の区分変更、

学校から普通財産への変更を行ったことによる減、その他の施設では、水道事業用資産の削除などを行ったことによる減、普通財産では、学校からの区分変更また未利用地売却などを行ったことにより増となっております。合計では１，８８０．６８平方メートルの減となっております。

建物につきましては、木造（延面積）では、木造・非木造の区分誤りなど、過年度にあった異動数値の修正を行ったことにより、合計で３２９．８７平方メートルの減となっております。

非木造延面積では、東和小学校エレベータ棟の新築、Ｂ＆Ｇ海洋センタープール救護室、機械室の新築がありました。そのほかに、学校の区分変更などを行ったことにより、合計で１２３．６４平方メートルの増となっております。木造・非木造を合わせた延面積では、２０６．２３平方メートルの減となっております。

３７２ページをお願いいたします。

（２）山林から（５）有価証券までにつきましては、移動はございませんでした。

３７３ページをお願いいたします。

（６）出資による権利ですが、３７４ページの山口県東部森林組合出資金の１万６，０００円の増は、配当金の積立となっております。

３７５ページをお願いいたします。

２の物品につきましては、普通自動車が廃車により１台減、軽自動車は購入により１台増、トラックが廃車により１台減、バキューム車が廃車により１台の減、汚泥等運搬車は計上漏れにより１台増。

３７６ページをお願いいたします。

証明書交付対応行政キオスク端末は、新規購入により１台増、ＰＯＳレジシステムを新規購入したことにより６台増。

３７７ページをお願いいたします。

デジタル入力レコーダーは、新規購入により１台増となっております。

次に、３８０ページをお願いいたします。

３の基金でありますが、（１）財政調整基金は、利息並びに積立と取り崩しにより４億９，３０８万９，８２２円の減で、年度末現在高は７９億４，５７２万３，３９４円となっております。

（２）減債基金は、利息並びに積立により、４，４２１万１，３９９円の増で、年度末現在高は６億９，０７５万２，２４６円となっております。

（３）県収入証紙購入基金は、変更はございません。

（４）奨学資金貸付基金の５，１１４円の増は利息で、年度末現在高は１，００１万９，９９１円となっております。

（５）福祉振興基金は、利息による積立と取り崩しにより、１，０９７万７，７０６円の減で、年度末現在高は２億２，５３５万１，２６３円となっております。

３８１ページをお願いいたします。

（６）国民健康保険基金は、利息並びに積立により、６，４１７万６，０００円の増となっており、年度末現在高は７億１，６６６万１，００３円となっております。

（７）介護給付費準備基金は、利息並びに積立と取り崩しにより、２，６１４万８，０５８円の増となっており、年度末現在高は３億１，３２９万７，９２４円となっております。

（８）まち・ひと・しごと創生基金は、利息並びに積立と取り崩しにより、１，４４１万１，３４１円の減となっており、年度末現在高は９，４６５万５，１２３円となっております。

（９）土地開発基金につきましては、土地面積が２９３．４５平方メートル減少し、合計面積は８，７１４．６９平方メートルで、年度末現在高は１億９，１９０万６４５円となっております。

また、現金は７１３万５，５２９円の増で、土地と合わせた年度末現在高は、２億７，０９７万５，００８円となっております。

３８２ページをお願いいたします。

（１０）中山間ふるさと・水と土保全対策基金につきましては増減はなく、年度末現在高は３１３万６７２円となっております。

（１１）ちびっ子医療費助成事業基金は、利息並びに積立と取り崩しにより５，００９万６，６３６円の増で、年度末現在高は１億２，４５４万６，７８２円となっております。

（１２）観光振興事業助成基金は、利息並びに積立と取り崩しにより２，５２０万７４４円の増で、年度末現在高は６，５９５万９，９８７円となっております。

（１３）福祉医療費一部負担金助成事業基金は、利息による積立と取り崩しにより９１７万６，３７２円の減で、年度末現在高は４，３４７万７，３２４円となっております。

（１４）ふるさと応援基金は、利息並びに積立と取り崩しにより１，２６３万３，６２３円の減で、年度末現在高は１億７，８９４万３，２９５円となっております。

３８３ページをお願いいたします。

（１５）ＣＡＴＶ加入促進事業基金は、利息による積立と取り崩しにより１０８万３，３５１円の減で、年度末現在高は１，５５６万６，３４３円となっております。

（１６）外国語活動推進事業基金につきましては、利息による積立と取り崩しにより８６１万４，８８２円の減で、年度末現在高は３，７３１万５，８３０円となっております。

（１７）周防大島高等学校通学支援費給付基金につきましては、利息による積立と取り崩しにより２６９万４，７８５円の減で、年度末現在高は２，５７７万７，５１１円となっております。

（１８）合併地域振興基金につきましては、利息並びに積立と取り崩しにより６億３，６８３万

８，９４１円の増で、年度末現在高は２０億７，８６２万８，１３８円となっております。

（１９）森林環境整備基金につきましては、利息並びに積立により６９４万８，４９４円の増で、年度末現在高は２，００６万４，２５０円となっております。

３８４ページをお願いいたします。

（２０）学校給食費無償化事業基金につきましては、利息による積立と取り崩しにより２，６０１万２，７３０円の減で、年度末現在高は１億１，５２８万８，１４７円となっております。

（２１）医療確保対策事業基金につきましては、利息による積立と取り崩しにより１，９９３万４，０００円の減で、年度末現在高は、４，００６万６，０００円となっております。

以上で、認定第１号令和６年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第５号令和６年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算附属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午前10時47分休憩

……

午前11時00分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

宮崎会計管理者より、読み間違いがあったそうでございます。これを許します。宮崎会計管理者。

**○会計管理者（宮崎由紀子君）**　先ほど、金額の読み間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

基金３８２ページの（１０）中山間ふるさと・水と土保全対策基金のところの年度末現在高を、先ほど３１３万６７２円と申し上げましたが、正しくは３，１１３万６７２円となります。

訂正して、おわび申し上げます。

**○議長（荒川　政義君）**　続いて補足説明を求めます。藤本下水道部長。

**○下水道部長（藤本　倫夫君）**　それでは、認定第６号令和６年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について補足説明をいたします。

お手元の令和６年度周防大島町水道事業特別会計決算書類の５ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の決算額でありますが、収入合計９億１，７６２万３，７０４円に対しまして、支出合計８億２，８７６万３，２８５円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計１，１７１万５，５５０円に対しまして、支出合計２億２，３５６万２，４４５円でありました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額２億１，１８４万６，８９５円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２１７万７，２００円、当年度分損益勘定留保資金１億６，４９８万２，５６３円及び未処分利益剰余金処分額４，４６８万７，１３２円で補填することとしております。

次に、財務諸表について御説明いたします。

７ページの損益計算書をお願いいたします。

これは、令和６年度の経営成績を示したものでございます。営業収支は４億３，２４５万３，３２４円の損失となり、営業外収支は５億１，８８９万７，５７５円の利益となりました。特別利益の２１万３，６９４円を加えた当年度純利益は８，６６５万７，９４５円となっております。

次に、９ページの剰余金計算書について御説明いたします。

前年度末における未処分利益剰余金４億９０８万８，７１５円につきましては、昨年の９月議会において、建設改良積立金として積み立てることで御議決いただいておりますが、当年度において、この建設改良積立金のうち４，４６８万７，１３２円を取り崩し、資本的収支の不足額を補填しております。当年度純利益８，６６５万７，９４５円とあわせ、当年度末処分利益剰余金は１億３，１３４万５，０７７円となりました。

１１ページの剰余金処分計算書につきましては、本年度の未処分利益剰余金１億３，１３４万５，０７７円のうち８，６６５万７，９４５円は、建設改良積立金に積み立てる予定でございます。

また、４，４６８万７，１３２円は、資本的収支の不足額を補填した額でありますので、資本金に組み入れる予定でございます。

なお、剰余金の処分につきましては、柳井地域広域水道企業団議会において審議される予定です。

次に、１３ページからの貸借対照表でございますが、これは、令和７年３月３１日時点の財政状況を表わしております。

１３ページ最下段の資産合計が４４億４，１８７万８，６３１円、１４ページ最下段の負債合計が２４億５，２６８万２，７９２円、１５ページ下から２行目の資本合計が１９億８，９１９万５，８３９円となっております。

１６ページ以降に、地方公営企業法第３０条第１項に規定する事業報告書、地方公営企業法施行規則第３５条に規定する決算に関する説明書における注記、資本的収支と補填財源明細書、地方公営企業法施行令第２３条に規定するキャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付いたしております。

以上で、認定第６号令和６年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第７号令和６年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について補足説明をいたします。

ＳｉｄｅＢｏｏｋｓの令和６年度周防大島町下水道事業特別会計決算書類の４ページをお願いいたします。

はじめに、収益的収入及び支出の決算額でありますが、収入合計１２億９２万４，８１９円に対しまして、支出合計９億７，４４３万６，６２１円となりました。

次に、５ページの資本的収入及び支出の決算額につきましては、収入合計１０億８，０１３万５，３４６円に対しまして、支出合計１３億６，２１５万１，９０４円でありました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額２億８，２０１万６，５５８円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４，５７６万７，４９９円、過年度分損益勘定留保資金４，４７９万５，１３７円及び当年度分損益勘定留保資金１億９，１４５万３，９２２円で補填をしております。

次に、財務諸表について御説明をいたします。

７ページの損益計算書をお開き願います。

これは、令和６年度の経営成績を表すものでございますが、営業収支では７億８，３３４万６，６００円の損失、営業外収支では９億６，５９１万２，０４５円の利益となり、当年度純利益は１億８，２５６万６，０３９円となりました。

次に、９ページの剰余金計算書について御説明をいたします。

前年度末残高６億６，６４５万９，６２２円に、当年度純利益の１億８，２５６万６，０３９円を加えた８億４，９０２万５，６６１円が当年度末未処分利益剰余金となっております。

次に１１ページの剰余金処分計算書（案）をお願いいたします。

令和６年度決算では、当年度末未処分利益剰余金８億４，９０２万５，６６１円のうちから表にお示ししておりますように、未処分利益剰余金の処分４億円を考えております。今後増加してまいります建設改良債の償還に充てていくため、減債積立金の財源として４億円を積み立て、処分後の残高、繰越利益剰余金の額を４億４，９０２万５，６６１円としたいと思っております。

続きまして、１３ページの貸借対照表について御説明いたします。

これは、令和７年３月３１日時点の財務状況を表しております。

１３ページ最下段の資産合計は１８９億８，３５１万８，６１８円で、１４ページの負債合計が

１７６億８，３１９万２，８３０円、資本合計は１３億３２万５，７８８円となっております。

以上、概略を御説明いたしましたが、１５ページ以降に地方公営企業法第３０条第１項に規定する事業報告書、地方公営企業法施行規則第３５条に規定する決算に関する説明書における注記、資本的収支と補填財源明細書、地方公営企業法施行令第２３条に規定するキャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付いたしております。

以上が、認定第７号令和６年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定についての補足説明となります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊のとおり添付いたしておりますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（荒川　政義君）**　続いて補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

**○病院事業管理者（石原　得博君）**　認定第８号令和６年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について補足説明をいたします。

令和６年度周防大島町病院事業特別会計決算書類の５ページ、決算報告書をお願いします。

まず、収益的収入及び支出の決算額でありますが、収入合計３９億９６４万９，４８３円に対しまして、６ページの支出合計額は４８億９，９４５万５，２８８円の決算となりました。

次に、７ページの資本的収入及び支出の決算額でありますが、収入合計は１４億６，９４８万７，８１２円に対しまして、８ページの支出合計は９億９，０６８万２，０３２円の決算となりました。

次に、財務諸表につきまして御説明を申し上げます。

まず、１１ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは、令和６年度の経営状況を表すものでございますが、医業収支では１９億３，４２３万９，３７９円の医業損失、医業外収支では１１億６，４３４万１５３円の医業外利益となり、特別利益７５６万６，６３２円、特別損失２億８，５６５万４，８７２円をあわせた当年度純損失は、１０億４，７９８万７，４６６円となりました。

次に、１３ページの剰余金計算書でありますが、未処分利益剰余金につきましては、令和６年度純損失１０億４，７９８万７，４６６円を計上し、利益剰余金の年度末高がマイナス２９億８，４１９万２，８５７円となりました。

次に、１５ページの欠損金処理計算書につきましては、処分はございません。

次に、１７ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、令和７年３月３１日時点の財政状況を表しております。資産合計は９９億３，４９８万５，９９２円、１９ページの負債合計は７２億４，５５４万１，０１９円、資本合計は２６億８，９４４万４，９７３円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして、２１ページ以降に事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、決算に関する説明書における注記を添付しております。

令和６年度は、前年度に引き続き患者・利用者数がコロナ禍以前の水準に回復せず低迷し、苦しい経営状況となりました。

３医療機関につきましては、東和病院の１病棟３９床を休棟とし効率化を図りましたが、東和病院の入院患者数減少による入院収益の減少と橘医院の医師退職に伴う医療体制変更による外来収益の減少により、医業収益が大きく減少しました。

また、令和６年度は新型コロナウイルス感染症にかかる補助金がなかったことから医業外収益も大きく減少し、人件費・物価高騰に伴う費用の増加もあり、収支は大きく悪化しました。

２介護施設につきましては、入所利用者数の低迷や人件費・物価高騰に伴う費用の増加などにより、赤字が継続しております。

大島看護専門学校につきましても、学生数の減少により収益が減少し、赤字が継続しました。

また、令和６年度は厳しい経営状況から現金の不足が見込まれたため、資金確保のため病院事業局が保有する国債額面１５億円を売却しましたが、その際、売却損を生じたため、多額の特別損失を計上することとなりました。

以上のように、令和６年度決算においては、患者・利用者数が低迷し、経営の基盤となる事業収益が大きく減少、新型コロナウイルス感染症関連の補助金がなくなったことから医業外収益も大きく減少し、人件費・物価の高騰による費用の増加もあり、経常収支は大きく悪化しました。

また、国債売却損による特別損失の計上により多額の純損失を生じ、令和５年度に続き赤字決算となりました。

以上で、認定第８号令和６年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議のうえ、御認定を賜りますようよろしくお願いします。

**○議長（荒川　政義君）**　説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については後ほど所管委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議をお願いする予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思います。

認定第１号令和６年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入ります。

一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

なお、財産に関することも、ここでお願いをいたします。

はじめに歳入について、何か質疑はございませんか。田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　１点だけ教えてください。成果報告書の４ページに町税がありまして、対前年度マイナス１０％、１億５，３６４万６，６２５円減になっていますが、その減少した要因は、どのように分析されているのかということを教えてください。

**○議長（荒川　政義君）**　山根税務課長。

**○税務課長（山根　一夫君）**　ただいま御質問のありました町税の減少についてでございますが、分析といたしましては、株式等の譲渡所得の減少と把握しております。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　株式譲渡所得の減少の中身を説明できる範囲で結構なので、詳しく教えてください。

**○議長（荒川　政義君）**　山根税務課長。

**○税務課長（山根　一夫君）**　内訳につきましては、個人情報に限りなく近くなってしまうところがございますので、この場での発言は控えさせていただけたらと思っております。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　では、この１億５，３６４万６，６２５円の減の要因というのは、この株式譲渡所得の減少ということだけでよろしいのですか。人口減少とか、そういったほかの要因というのはないということでよろしいのですか。

**○議長（荒川　政義君）**　山根税務課長。

**○税務課長（山根　一夫君）**　人口減少等ももちろんございます。ただ、やはり譲渡所得の減少幅が非常に大きかったと把握しております。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　はじめに町長のお話の中で、やはり本町は自主財源が乏しいということ、地方交付税への依存度が高い状況にずっと変わりがないということではあるのですけれども、特に今年度、国勢調査で人口減少になると、交付税が減ることも見込まれるとおっしゃっていました。そのうえで、独自の財源確保に努める必要があるとおっしゃっておられましたが、独自の財源確保の候補としまして、どのようなことを考えておられるか教えてください。

**○議長（荒川　政義君）**　藤本町長。

**○町長（藤本　淨孝君）**　白鳥議員からの質問にお答えします。国勢調査によって、やはり人口減少が著しい本町においては、財源確保が非常に重要になってまいります。国からの交付金、これに大きく頼っているということであります。自主財源に乏しい本町においては、独自のことということではあるのですが、これはどこの自治体も皆さん困っておられる、頭を悩ませておられる

ところだと思います。

本町においてもそれは同じでありまして、その中でも国からの補助金をしっかり活用する、またそういった情報をしっかり得ていく、そしてこれからの未来をしっかりと見据えたうえで、この町としての維持管理、そういったことについても厳しく将来を考えながら、必要なものそしてまたいかに必要なのかということを考えながら計画をしていくことが大切だと思っておりますので、そのように努めてまいりたいと考えております。

**○議長（荒川　政義君）**　白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　独自の財源ということだったので、何か、よそと違う取り組みをということなのかと思っていたところですけれども、交付金が減る分、国の補助金情報、アンテナを張って、それをしっかり活用していくということで、独自で何か税収をアップさせるような取り組みは、今のところ特にはないというような理解でよろしかったでしょうか。

**○議長（荒川　政義君）**　藤本町長。

**○町長（藤本　淨孝君）**　御指摘のとおり、この町独自のというもの、これから町内でもしっかりと協議をし、また議会の皆様方にも御意見をいただきながら進めていきたいところではあるのですが、今、関係人口、そしてまた移住・定住ということで、これからも力を入れていきたいというところであります。人口減少を食い止めていく、そしてまた子育てをしやすい環境を作っていくということで、若い家族の皆さんをしっかりと呼び込んでいける。

そしてまた若い家族の方だけではなくて、周防大島町に興味を持つ、持っていただける全ての皆さんが、この周防大島町に住んでみたいと思っていただけるような環境づくりをすることによって、人口の減少を抑制することができ、そして人口が増えることによって、そちらの交付金等々も増えてくるということが期待できますので、そういったことを先人の方々から、移住・定住等しっかり努めていただいておりますので、それが伸びるように努めてまいりたいと考えます。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、歳出について、質疑はございませんか。田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　少し前置きが長くなりますが、最後に質問はしますので、少し時間をいただきたいと思います。

成果報告書を見せていただきまして、この成果報告書のあり方、これまでもずっと私は言ってきたと思うのですが、９年間ほとんど変わりなく、同じような書き方になっている。これはこれで決算書自体との整合が求められますので、これを作るのは非常に大変だと思います。

ただ、決算報告書としては、やはり分析と評価と総括ということが記載されているということ

が重要であって、そういった内容をこの議会はもちろん、町民の方に対して示す成果報告書であるべきだと思います。

この成果報告書を見ると、その予算を実施し支出しました。これこれに参加しましたという、要するに１６０億円の予算執行をなぞっているだけで、僅かにその課題とか効果について記載されているところもありましたけれど、全般的には効果や課題、そういったものが記載されていないというように見えますので、それでは成果報告書として目的を果たせないのではないか。

各施策をたくさん並べて記載されていますが、この事業目的というのがそれぞれあるはずなので、その目的というものを個々にどの程度実現できたのか。もちろん単年度で実現できることは限られますけれど、継続的にやっていく中でどこまではできました、令和６年度事業をやってみて、こういうことが課題にありましたというようなことを明らかにしないと、この成果報告書、決算書も含めて単なる会計報告になってしまうと考えております。

これも本会議や委員会で再三指摘されていると思いますけれど、組織の横の連携というのが、この成果報告書を見ると全く見えない。まさに、縦割り全盛としか読み取れない。

例えば、７３ページに空家定住対策課の成果報告がされていますが、危険空家等の対策をしているというのは分かりますけれど、今、ほかの自治体でも事例があるように、空家が、例えば犯罪行為といったことに利用される恐れはないのか。要するに、地域の安心・安全対策の観点からの対策を捉えているのか、その必要はないのか。

それは、空家定住対策課と防犯対策、安心・安全を進める観点から防犯の所管部署が連携して、そこだけではないかもしれませんけれど、取り組まなければいけないと思えますが、そのそうした記述が一切ない。

５４ページは、火災・災害発生状況が実績としてあがっておりますが、総務課の実績、これに野焼きが含まれているのかどうなのか。野焼きということについては生活衛生課ですか、そちらと連携して取り組むべきで、そこと連携しているのか、協議とかそういったことがされているのかということ自体もこの成果報告書では分かりません。

当然、消防も出動する場合もあるわけですから、こうした啓発活動なりの実績として、記述があるべきだと私は思います。そのうえで、町としてどういう対策を取るのかということが、この成果報告書に出てこないと、もともとその課題があるのかどうなのかということすら分からない。

要するに、縦割りの断片的な対策に終始しているのであれば、実効性が上がらないことの要因の１つにもなるのではないかと思います。（「田中さん。気付いていると思うのだけれど、討論ではなく質疑の中味をお願いします」と呼ぶ者あり）

今から質問しますので、その辺はもう９回目ですので、少しは酌み取っていただいて、工夫をしていただきたいし、検討していただきたい。

要するに前例踏襲ではなくて、成果報告のあり方、決算のあり方というのを考えていただきたいと思います。

そうした観点から具体的な、これこれこういう事業をしました。全体ではなくてもいい、何でもいいですから、１つだけでもいいので、こういう事業をしました。こういう具体的な――住民の福祉の向上にとってこういう成果がありましたというようなものがあったら、もちろん、こういう課題が明らかになりましたということでも結構なので、そういうのがあれば、どなたでもいいので、教えていただきたい。

もしそうした成果が、ここで示せるものが１つもないというのであれば、この成果報告書の決算のあり方について、町長として今後どのようにするべきかということを、申し訳ございません、今の長々とした、私の意見を踏まえて、御答弁をいただければと思います。よろしくお願いします。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午前11時38分休憩

……

午前11時43分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。藤本町長。

**○町長（藤本　淨孝君）**　田中議員から御質問をいただきました、具体的な課をまたいだ事業、どのようなものがあるのかということであります。いくつかあげたいと思いますけれども、まずは和田出張所における郵便局との連携ということで、こちらも和田出張所そして郵便局、これも課をまたいでどういった形で連携できるのかということを大いに協議をしたということでございます。

そしてまた、産婦人科が大島病院に復活というような形になりましたけれども、こちらも病院事業局また町の財務課であったり、総務課であったり、また健康福祉部とも連携が必要になりました。そういったことによって、この周防大島町において妊婦健診を行うことができるという体制を作ることができました。これも１つの課ではできないことであり、多くの皆さんの協議のもとに成り立っているというところであります。

そしてもう１つが、こちら令和６年度、県の予算で務めさせていただいたものでありますけれども、医療ＭａａＳという、車に端末を乗せ、そして看護師が乗って、そして町立病院の医師とつなぎながら患者の元に行って診療するというものでありました。

病院の予算ではもう令和６年度、いろんな機材を購入したりということで、県の予算で務めさせていただいたのですが、予算立てをして行ったものであります。こちらも県そして病院事業局、また町のデジタル担当者も一緒に共同で行っているということでございます。

そしてまた、お試し暮らし住宅と空家バンクとを連動して、実際お使いになられた方の御意見を聞きながら、このお試し暮らし住宅の形もいろいろと変えていっているというところでございます。

そしてまた、我々が１つ１つの事業において協議をするときにも、やはり総務課、また財務課、また担当課と共に課を超えて協議をするということを心がけております。それをもっともっと見えるようにしてまいりたいというところではありますし、成果報告書についてもこの書き方、評価のあり方ということについては、また今後、検討を重ねさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　その連携のところは、そういうことを心がけてやっておられるとよく分かりました。私が申し上げているのは、途中でよく分からなかったと思いますけれど、端折ったので。要するに、成果報告書としては分析と評価と総括、そういったことが必要です。そのためには、事業目的を最初に明らかにしておかなければ、検証もできません。だからそういう作り方にしてくださいということを申し上げたので、その辺は検討していただけるということなので、ほかの自治体の資料なんかも参考にしていただいて、検討いただければと思います。

具体的に各論で二、三質問しますが、２４ページ、これ先ほど言おうかと思ったのですけれど、有識者意見交換会、これ私すごい期待している事業ですが、成果報告書の２４ページ、日程が整わず実施できなかったとありますけれど、これ期間が１年もあって、日程調整ができなかった。しかもこれは、そこにも書いてありますけれど、町長自らが発案した。町長の強い思い入れのある事業だと私は受け止めていますが、それを、日程調整ができなかったからやらなかったというのは、一体どういうことなのか。

これ、町長を責めているのではなくて、担当課がどこか分かりませんけれど、事務局サイドの、何か町長の意思を軽んじているのかと言われても仕方のないことで、これはどういうことなのか。ほかに何か理由があったのであれば、本当のところ、こういった何か稚拙な言い訳ではなくて、本当のところを教えてください。今後ひょっとして、もうこのまま消滅させていくようなことは、私も信じたくありませんけれど、そういう方向性で昨年度やらなかったのかどうか、そこを御答弁お願いします。

それと同じく２４ページ、情報公開研修というのがありますけれど、研修をやったのはいいのですけれど、今実際に、私も情報公開請求することが多いのですけれど、所管課や担当者によって取扱い判断が違っているというところもあるし、全然統一されてない。そういうことはあってはいけないので、まずは情報公開制度の基本的なところをきちんと職員で共有していただく、研修がどういう内容の研修かは分かりませんけれど、そういう高度なことではなくて、ベースの部

分をもっと職員間で意思統一というか、共有してほしいと思います。どういう研修をされたのかというところを御答弁いただきたい。

４８ページにマイナンバーカードの手続が記載されていまして、これ総合支所等で行うと思いますけれど、更新が始まって、非常に手続が増えてくるのではないか。総合支所の実態を見ると、果たしてこれでまかなえるのだろうか。混雑しているときなんかは、いつやってもらえるのかも分からないので、出直してきましょうと思って諦めるときもある。集中するときは集中するので、これからこのマイナンバーカードの更新手続が始まる中で、そういう受け入れ体制、対応の体制は十分整えておられるのかどうなのか、そこを教えてください。

もう１点だけ、５４ページ令和６年度火災・災害発生状況に、その他火災１３件というのがありますけれど、これに野焼きが原因であったものが何件あるのか、御答弁をお願いします。

**○議長（荒川　政義君）**　梅木総務課長。

**○総務課長（梅木　義弘君）**　ただいま田中議員から御質問がありましたマイナンバーカードのところと、火事のところの御質問にお答えさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの更新に伴う、今後の業務量増加に対応というところでございますが、今のところ、まだこうするという方針が決まってはおりませんが、国等からもそこに向けていろんな施策を打ちなさいという通知をいただいております。その中には、郵便局等も有効に活用してやっていきなさいというところの提案も受けておりますので、そういったことを活用しながら、対応していけたらというところで検討しているところです。まだこうするとはっきり明言できるところはありませんが、そういった状況でございます。

それから火災の発生件数の中で、その他火災１３件というところの質問がありました。その内訳でございますが、その他火災の中でたき火、要は野焼きが９件ありました。それ以外に関しましては、車両火災であったりが数件含まれております。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　藤本町長。

**○町長（藤本　淨孝君）**　私からは有識者意見交換会の件について、日程が合わずというところで表記をしていたのですけれども、実際はどういったことを話し合うのか、フォーカス、絞りきれなかったというところがあります。

ワンテーマディスカッションは、地域の皆さんからかなりお声掛けをいただいて、順調に行っているところであるのですが、この有識者意見交換会というのがどのようなテーマを行ったらいいのか、またどういった皆さんとお話をしたらいいのかということが、すみません、絞り切れずに進んでしまったということでございます。

今年度、田中議員に御期待いただいているとおり、私もこれは大切な事業だと思いますので、

しっかりとどういったことを話したいのか、意見をいただきたいのか、そしてそれをどういった皆さんと話していくのかということをより明確にして、努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　木谷総務部長。

**○総務部長（木谷　　学君）**　情報公開研修の内容でございますが、これについては一般的な制度だとか、どのような対応をすべきかという内容が主なことであって、今、課によって取り扱いが異なるというような、周防大島町での対応についての内容ではございませんでした。専門の方を講師に招いて、その制度等々について研修をしたものが中心でございました。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　有識者意見交換会、分かりました。そういう本当の課題があるのなら、それこそやはりここへ、今後どうしていくのかというところを、成果報告書へ書くべきだ。私が先ほどから言っていることですが、そういう意味です。意見を聞くだけではなくて、それが私の期待としてはもっと役場の組織に影響を与えるような、中心的な組織というか、役割を果たせるような助言をするとか、提言するとか、そういったところまで昇華していただきたいという思いがありますので、ひとつそこは前向きに御検討いただきたいと思います。

情報公開は、一般的な研修ということで、でも現実は違います。研修の成果が出ているとは思えませんということを私は聞いている。そうではない、いやいやもう効果は出ている。課によって取扱いが違う、基準が違う、基準というか処分の方法が違うということはありませんというのか、いやいやそこはまだ、これから課題が残っているというのか。いつ頃までには、そういった課題が取り除けると考えているとか、そういったことを御答弁いただきたいと思います。

野焼きの件ですが、９件あるということで、具体的に令和７年の１月に秋地区で起きた野焼きの、これは消防団も出て大ごとだったと思うのですが、これについて、例えばほかの県も含めてですが、野焼きは当然禁止されて、５年以下の懲役１，０００万円以下の罰金という重い処分が科されるものなので、消防団が出て、もちろん消防に関する費用というのも町としては、そういう不法行為に対してそういった支出が発生しているわけですから、当然、損害賠償とかそういう話になるのだと思いますが、もちろん野焼き自体への処分というのは県の管轄というのは分かっているのですけれど、町として、やはりそういった再発防止策とか損害賠償請求とかそういったことをしないと、起きましたから消防団出しました。それで終わりというのでは、やはり町としての地域の安心・安全を確保するという観点からは不十分じゃないか。この件数が結構あるので、その辺、対策として現状どういう対応がされているのかというところを教えてください。

**○議長（荒川　政義君）**　木谷総務部長。

**○総務部長（木谷　　学君）**　先ほどの情報公開の研修のことについて、これにつきましては、先ほど申しましたが、専門家を呼んで研修したということもあって、法の概要とか個人情報の漏えい等々を中心に研修をした。慎重な取り扱いというか、あってはならないような対応について講義というか、研修をしたというものでございます。

また個人情報の取扱い等については、職員に対してこれからももっと深めていくよう対応なり、研修なりをして、当たり前ではあるのですが、統一的な考え方、そういったところに努めたいと考えております。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　梅木総務課長。

**○総務課長（梅木　義弘君）**　その他火災の野焼きに関しての再質問にお答えをさせていただきます。事例として令和７年１月の秋地区の火災も出ておりましたけれども、まずその野焼きの原因なり、この火災発生の原因なりというところにつきましては、専門的知見も必要なことから、役場ではなかなか追及することが不可能であります。

したがいまして、消防であったり警察であったりというところに、具体的にその原因究明をしていただいて、その結果、過失がある場合には、当然のことながら損害賠償請求等につなげていかなければならないという認識は持っておりますが、現状のところ、令和６年度に発生した９件の野焼きでそういった原因等がはっきりと究明されて、賠償請求を行うような案件に、該当した火災が発生しておりませんので、そのような対応はしていないというところが現状でございます。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　最後に、情報公開だけ１点。私が先ほどお聞きしたのは、どういう課題がありますかということです。今、研修の成果が出ていて一般的な基本知識は職員全員共有しており、私が先ほど言ったようなバラバラな運用とかはありませんというのか、それとも何らかの課題が今あるのか、そこをどのように認識されているのかということを、最初の話に戻りますが、この成果報告書の中で明記するべきじゃないのか。

ないなら、ないでいいです。何の課題もない、もうパーフェクトな運用がされていますというのであれば、私の認識とそれが乖離しているということになるのでしょうけれど、執行部として、町としてどのようにそこを捉えられているのかというのがこの成果報告書では分かりませんから、そこを教えてくださいということを申し上げたのです。

**○議長（荒川　政義君）**　木谷総務部長。

**○総務部長（木谷　　学君）**　情報公開の取扱いについて、職員間でバラバラな運用があるのか否かという御質問だと思うのですが、これについては、現時点でバラバラな運用になっているのか

どうなのかというのは、私自身、申し訳ございませんが、今把握はできておりません。

ただ認識というか、知識なりの違いによって、そういうことが多少異なるというのはあり得ないことではないとも考えておりますので、そのようにならないように、先ほども申しましたが、研修なりを重ねて深めていくというか、そういったことをしてまいりたいというところでございます。ということで、成果報告書にはあげにくいというか、あげられなかったということが実情でございます。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕。

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後０時05分休憩

……

午後１時00分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本下水道部長より訂正がございます。藤本下水道部長。

**○下水道部長（藤本　倫夫君）**　失礼いたします。

先ほど令和６年度周防大島町下水道事業特別会計決算書類の中で、７ページの損益計算書の説明のところで、私が営業収支の営業損失の額を７億８，３３４万６，６００円と申し上げました。正しくは７億８，３３４万６，００６円でございました。６，６００円と６，００６円の言い間違いでございます。

訂正して、おわび申し上げます。失礼しました。よろしくお願いします。

**○議長（荒川　政義君）**　続いて、認定第２号令和６年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第３号令和６年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第４号令和６年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第５号令和６年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第６号令和６年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第７号令和６年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第８号令和６年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について、質疑はございませんか。田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　成果報告書の１５ページに、公立でなければ担えない分野への重点化という記述がありますが、この後で施設の統廃合や効率化、地域に必要な医療・介護の提供を継続できる体制の構築というような記述もあって、この公立でなければ担えない分野というのはどういう、統廃合を含めてどういう姿を目指していると解釈すればいいのか教えていただければと思います。

それと成果報告書の２０ページに国債の売却があって、これまで積極的な御説明はされてきていないと思いますけれど、これ決算というか、売却前に本来は議会に対して説明すべきことではなかったのではないかと感じました。もう１回、具体的にどういう経緯で、現金が必要だというのは分かる。資金調達のためというのは分かるのですけれど、購入時期とか、どのように売却を決定したのか、その辺の経緯を御説明いただければと思います。

**○議長（荒川　政義君）**　木村病院事業局総務部長。

**○病院事業局総務部長（木村　稔典君）**　田中議員の御質問にお答えいたします。

まず成果報告書に記載しております、公立が担うべきものということでございます。こちらは、第２期再編計画にも記載させていただいておるところですけれども、まず救急医療の提供、入院医療の提供、医療が必要な介護の提供、あとは遠隔診療、こういったものを行っていく必要がある、そういう認識でございます。

続きまして、国債についてです。国債につきましては、令和５年度末には１４億９，４９３万円を持っておりました。プラス普通預金１，９３２万３，０００円を合わせた１５億１，４２５万３，０００円という数字を、基金として持っていたという状況でございます。

なお、この国債で……すみません、大変お待たせしました。この国債については５億円を３口持っておりました。５億円２つにつきましては、令和２年度に購入したものです。もう１つが、令和３年度に購入したものとなります。５億円が３つで額面１５億円です。購入額は先ほど申し上げました１４億９，４９３万円というものでございました。

売却の経緯等につきましては、繰り返しになりますけれども、まず我々病院事業局において決算を迎えるにあたって、現金化をする必要があったということでございます。それに伴いまして、この現預金を確保する方策というものをいろいろ検討しておりましたし、町長部局とも協議をさせていただいたところでございます。

今回、国債を売却したという理由につきましては、やはり病院事業局におきましては独立採算を原則とする公益企業会計であることといったことから現金化できるもの、国債は現金化できるものでございましたので、こういった現金化できる国債を保有したまま町長部局から支援を受けるということはできないと、こういった判断のもと、国債を売却することにしたということでございます。

なお、この国債の売却に伴いまして、先ほどの購入額１４億９，４９３万円に対する売却額ですけれども、１２億１，５４５万円ということで、２億７，９４８万円の赤字というか、マイナスを出すという結果となりましたけれども、国債――こういった基金の運用につきましては、これまで約１９億円という運用益を出していたということもあって、トータルではプラス運用となるということもありましたので、売却をしたということでございます。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　体制のところですけれども、要するに、御答弁によると救急とか入院、それから介護、遠隔医療、そういったところは現状の今ある体制を維持していく。できれば発展させていきたいということでよろしいのかどうなのか、もう１度そこだけ、いいか悪いかだけで結構です。

それと国債ですけれど、購入されたのが令和２年度、令和３年度ということで、このときに２０年ものの国債を購入しているわけで、令和２年度、令和３年度といったら第１期再編計画が真っただ中で、そのときになぜその２０年ものの国債を、元本割れというリスクは当然予測されたのではないかと思いますけれど、それでも国債を購入したというのはどういう意思決定がされたのかというのを教えてください。

**○議長（荒川　政義君）**　木村病院事業局総務部長。

**○病院事業局総務部長（木村　稔典君）**　まず１つ目の再質問、公立でなければ担えない分野ということで、救急医療とか、そういった部分があったと思います。こちらにつきましては、いろいろな手段、例えばオンライン診療等も含めまして、そういった救急医療等の充実について図っていきたいと考えております。

またこの再編計画にもうたっておりますけれども、新たな地域医療構想というものが令和８年度に出されることになっております。そういったものを踏まえて、この周防大島町に必要な医療提供体制について、必要な病床機能については改めて考えていきたいと思っております。

あともう１つ、国債の購入経緯というところですけれども、やはり当時マイナス金利の時代でありました。我々病院事業局の経営については、なかなか厳しいものがございました。そういったときに、なかなか収益を見込まれるものは長期の債権ということがありましたため、この２０年ものの国債を当時購入した、そういったことでございます。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　国債のところですけれども、私がお聞きしたのは、要するに２０年ものの国債を買って、元本割れするリスクとか、そういったことは検討されなかったのか。それでも国債を、利益を上げたいというのは分るのですけれど、実際問題として、２億円、３億円近い損失を出しているわけです。

そのときにわざわざ２０年ものの国債を購入して、元本割れをするリスクを追いながら購入したという判断はどのようにされたのか。その辺のリスクを踏まえてでも買うという判断をしたわけですから、結果的に見て。そこはどのような経緯で、そういう判断をされたのかということをお聞きしているのですけれども、その辺で補足があれば、もう１回お願いします。

**○議長（荒川　政義君）**　木村病院事業局総務部長。

**○病院事業局総務部長（木村　稔典君）**　当時の購入したときの経緯とか、そういった資料を今もう持ち合わせておりませんので、細かいものは記憶のところになるのですけれども、繰り返しになりますけれども、病院経営が厳しいところから債権の運用をするという当時の方針で購入した、そういった状況であったと思います。それまで、先ほどの繰り返しになりますけれども、約２０億円弱、１９億円の運用益を出していた。それは令和５年度時点になります。それ以前にも、国債につきましては運用益を出していた。そういったところもあり、長期の債権で運用すると、当時判断したのではないかと思います。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　今までの質疑を踏まえての質問になるのですけれども、令和２年

度、令和３年度というと、そんなに遠い過去ではないと自分は感じているところですけれども、当時１５億円分を国債に変えても、現金はまだもつという見通しがしっかりあったという理解でいいのでしょうか。それがあったけれども、思ったより伸びなかったという理解でよろしいのでしょうか。

**○議長（荒川　政義君）**　木村病院事業局総務部長。

**○病院事業局総務部長（木村　稔典君）**　国債について、当時、令和２年度、令和３年度のときには第１期再編計画というものをちょうど立てていた時期でございます。第１期再編計画につきましても、基本的に黒字化という計画、その中のそういった計画でございましたので、ここまで収支が悪化するというような、当時は認識がなかったと思っております。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　では、第１期再編計画を立てたときの、例えば令和６年度末ぐらいの現金の見込みは幾らぐらいだったのでしょうか。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午後１時17分休憩

……

午後１時18分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。木村病院事業局総務部長。

**○病院事業局総務部長（木村　稔典君）**　現預金の残高ということで、第１期再編計画時には、令和５年度末には２１億１，５５７万円、令和６年度末につきましては、１７億５，６８３万９，０００円ほど、いわゆる基金を含めて現預金があると、そういう計画となっておりました。

コロナ禍において患者数が減って、その後患者数が戻ってこない、こういった経営環境の悪化に伴い、なかなか現預金が厳しくなった、そういう認識でございます。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第１号令和６年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第８号令和６年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの８議案を本日配付しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　異議なしと認めます。よって、認定第１号令和６年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第８号令和６年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの８議案を本日配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

**日程第１５．議案第１号**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第１５、議案第１号令和７年度周防大島町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。木谷総務部長。

**○総務部長（木谷　　学君）**　議案第１号令和７年度周防大島町一般会計補正予算（第３号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

今回の補正は、第１条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に５億８，１１７万２，０００円を追加し、予算の総額を１６０億２，０７１万５，０００円とするとともに、第２条において債務負担行為の追加を、第３条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

９ページをお願いいたします。

歳入につきまして、９款１項１目地方特例交付金は、減収補てん特例交付金の交付決定に伴う減額補正でございます。

１０款１項１目地方交付税は、令和７年度の普通交付税交付額が６７億１，９８２万３，０００円と決定されましたことから、当初予算との差額１，９８２万３，０００円の増額となっております。

１４款国庫支出金２項国庫補助金２目民生費国庫補助金は、システム改修にかかる障害者総合支援事業費補助金の追加交付見込みに伴う６９万１，０００円の増額補正でございます。

３目衛生費国庫補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、一般社団法人地域環境共生社会連携協会からの交付決定となることを受け、雑入科目に組み替えるための減額でございます。

妊婦支援給付事業費補助金につきましては、国の仕様追加に伴うシステム改修が必要となったことによる３２万円の追加計上でございます。

３項国庫委託金１目総務費国庫委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託費は、在留カードのＩＣチップに住居地等の記録を登録することが必要となることに伴い、機器導入費分５３万２，０００円の追加計上となっております。

１０ページをお願いします。

１５款県支出金１項県負担金１目民生費県負担金は、自立支援医療費県費負担金の前年度精算による追加補正でございます。

２項県補助金２目民生費県補助金は、こどもまんなか保育体制強化事業費補助金の上限基準額変更に伴う３０万円の追加補正でございます。

４目農林水産業費県補助金は、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金の配分が大幅に減額されたことに伴い、当該補助金を５５３万円減額するとともに、事業費調整と財源調整の結果、農村地域防災減災事業補助金を併用するため、新たに６９８万９，０００円の計上となっております。

１７款１項寄附金１目一般寄附金は、本町が取り組む、まち・ひと・しごと創生推進事業に対し寄附金の申し出があり、御寄附をいただきましたことを受け、企業版ふるさと寄附金５００万円を計上いたしております。

なお、本寄附金につきましては、このたびの歳出補正において一部を既存事業へ充当いたしておりますとともに、新たな推進事業経費を計上しているところでございます。

１８款繰入金１項基金繰入金１目財政調整基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを８，２５０万円減額し、一般会計全体の財源調整を行っております。

３目まち・ひと・しごと創生基金繰入金は、企業版ふるさと寄附金の一部を既存のまち・ひと・しごと関連事業に充当活用することに伴い、財源調整として１５０万円の減額補正でございます。

１１ページをお願いいたします。

１９款１項１目繰越金は、令和６年度からの繰越金が５億６，５５６万５，０００円でありましたので、当初予算額１，０００万円との差額５億５，５５６万５，０００円を追加計上するものでございます。

２０款諸収入４項４目雑入につきましては、デジタルデバイド対策事業補助金は、スマホ教室事業にかかる交付決定を受けたことに伴う４０万円の計上、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算分３，４２２万６，０００円を計上しております。

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、国庫支出金の減額の際に説明いたしましたとおり、国庫補助金から雑入への科目変更でございます。

２１款１項町債につきまして、１目総務債５目過疎対策事業債は、各事業費の調整に伴う計上でございます。

次に、歳出でございます。

１２ページをお願いいたします。

１款１項１目議会費の議会活動経費は、ＡＩ技術を活用した議会運営、議員活動等に資する研

修会を開催する目的にて、報償費２０万円の計上でございます。

２款総務費１項総務管理費１目一般管理費の行政一般管理経費は、本年度に入り懲戒処分案件が複数発生していること等から、全職員を対象に公務員倫理研修を開催するため、委託料５５万円の新規計上となっております。

契約監理一般経費のシステム改修は、週休２日工事の種別登録・選択制御をはじめ、少額随意契約基準額の改正に準じた決裁欄の修正等を行うための委託料２４万２，０００円の計上でございます。

５目財産管理費の基金管理経費は、地方財政法第７条第１項に基づき、令和６年度決算剰余金の２分の１以上を財政調整基金へ積み立てるため、積立金２億８，３００万円の計上となっております。

６目企画費は５０万円の財源調整でございまして、既存まち・ひと・しごと創生基金繰入金を減額するとともに、企業版ふるさと納税の寄附金を充当しております。

７目支所及び出張所費について、久賀支所管理経費は、久賀庁舎照明設備のＬＥＤ化にかかる監理業務経費及び工事請負費として合計４，４９３万１，０００円の計上でございます。

１３ページをお願いいたします。

７目支所及び出張所費の続きでございますが、地域の要望に対応するため、久賀・大島・東和・橘の道路等維持管理経費に工事請負費を、久賀・橘の小規模施設整備事業費に補助金を追加計上いたしております。

日良居出張所経費につきましては、直近の消防施設点検で、バッテリー不良が生じたための交換の修繕費の補正でございます。

８目電子計算費は、デジタルデバイド対策事業補助金の交付決定に伴う財源調整でございます。

１４ページをお願いいたします。

３項１目戸籍住民基本台帳費は、在留カードのＩＣチップに住居地等の記録を登録することが必要になることに伴う機器導入費５３万３，０００円の追加補正でございます。

３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費の福祉センター運営経費は、修繕を重ねながら使用してきた敷地入口の伸縮ゲートが伸縮困難な状態となったことに伴いまして、取替工事費４５万１，０００円の計上でございます。

社会福祉施設整備事業経費は、デイサービスセンターしらとり苑の給油配管水漏れ解消のための修繕費５７万円の計上でございます。

行旅病死人取扱事業は、身元不明人の行旅病死人として本町が埋火葬を執行した案件について、遺族による費用弁済があったため、県から支弁されていた行旅病死人取扱費の返還金４万６，０００円の計上となっております。

２目障害福祉費は、自立支援給付費負担金等にかかる国・県補助金の前年度精算による償還金２，７８５万５，０００円の計上でございます。

３目老人福祉費は、三ツ松地区園芸サロンの物置が強風で傾き、道路側フェンスの一部を破損したことに伴い、補強のための修繕費８万３，０００円の計上でございます。

５目介護保険対策費は、低所得者保険料軽減負担金にかかる国・県負担金等の前年度実績による償還金１５１万９，０００円を計上しております。

１５ページをお願いいたします。

２項児童福祉費１目児童福祉総務費の児童福祉総務一般経費は、子ども・子育て支援交付金など国・県補助金の前年度実績による償還金１，３５０万４，０００円の計上でございます。

児童公園等管理業務は、久賀中央児童公園のトイレの洗面台が、経年劣化により亀裂が顕著化し危険な状態となったことに伴い、修繕費１７万７，０００円の計上となっております。

４目保育所運営費、私立保育所運営経費は、こどもまんなか保育体制強化事業補助金にかかる上限基準額変更などの調整として、３６０万円の追加補正でございます。

３項生活保護費１目生活保護総務費は、医療扶助費等国庫負担金等の前年度精算による償還金５８６万円の計上でございます。

４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費の保健総務一般経費は、感染症予防事業など国・県補助金の前年度精算による償還金１４６万円の計上、母子保健事業は、未熟児養育医療給付にかかる国・県補助金の前年度精算による償還金１９万７，０００円の計上でございます。

妊婦支援給付事業は、特定個人情報１０９番、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報をシステムに格納する仕様新設に伴い、システム改修費４８万１，０００円の計上でございます。

１６ページをお願いいたします。

３目環境衛生総務費、環境衛生総務一般経費は、需用費３５万９，０００円の計上でありまして、企業版ふるさと納税を活用した持続可能な地域社会の創出の取り組みの１つとして、掃除用具を購入し、自治会やボランティア団体による地域清掃活動の支援を推進するものでございます。

５款農林水産業費１項農業費３目農業振興費の橘地区農産物加工センター管理運営経費及び産地形成促進施設管理運営経費の各修繕費は、缶詰の蓋を密封する機器であるセミトロシーマーが故障したことに伴い、次の稼働時期までに修繕を完了させるため、各１３４万円の計上となっております。

５目農地費は、牛丸木の池にかかる、ため池切開工事実施設計において、現地踏査の結果、工事用道路の設計が必要となったため、委託料１４６万円を追加補正するものでございます。

なお、財源調整といたしまして、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金を減額するととも

に、農村地域防災減災事業補助金の追加充当を行っております。

７目農村環境改善センター費の蒲野センター管理運営経費は、合併浄化槽の放流ポンプ配管の修繕費として、１４７万９，０００円の計上でございます。

１７ページをお願いいたします。

３項水産業費３目漁港管理費の漁港施設管理事業は、浮島の江ノ浦地区２か所において、５月以降の大雨の影響で河川等から漁港泊地に大量の土砂が流入堆積し、漁船の停泊やいけすの利用に支障が生じていることから、浚渫工事費として１，５００万円を計上するものでございます。

漁港施設整備事業につきましては、三蒲東浜地区において、建物工損調査業務の入札余剰金等の４００万円を高潮対策工事請負費に組み替え、事業の進捗を図ろうとするものでございます。

また、油宇、三蒲それぞれの高潮対策工事において、電気、電話、ケーブルテレビの架空線や電柱が支障となることが判明したため、補償金１６９万５，０００円を新たに計上しております。

６款１項商工費３目観光費の観光一般経費は、（仮称）観光センターの建設候補地における不動産鑑定評価費として２３万３，０００円の計上でございます。

なお、財源調整として、寄附金、企業版ふるさと納税を充当し、まち・ひと・しごと創生基金を減額しております。

竜崎温泉管理運営経費は、不具合が生じている、ろ過ポンプ等の取替工事費として１７７万４，０００円の計上でございます。

星野哲郎記念館管理運営経費は、７月の落雷の影響で空調集中機器のリモコン操作部が故障したことに伴う修繕費２９万９，０００円の計上となっております。

１８ページをお願いいたします。

７款土木費２項道路橋りょう費２目道路新設改良費は、橋りょう点検業務が人件費や物価の高騰等を要因として当初の想定より高額となったことから、本年度予定していた橋りょう全ての業務発注ができなかったことに伴い、橋りょう補修工事の入札余剰金から１０８万１，０００円を委託料に組み替え、当初予定していた６６橋の点検業務を実施しようとするものでございます。

６項住宅費１目住宅管理費の公営住宅維持管理経費は、今後見込まれる入居前修繕や維持修繕経費として、修繕費１，４６０万円及び八幡住宅の汚水管詰まりの解消に向けた清掃費２２万５，０００円を計上いたしております。

９款教育費１項教育総務費２目事務局費、廃校利用対策経費は、避難所にもなっている旧城山小学校の浄化槽の漏水仕切板が破損していることが発覚したため、修繕費３２万４，０００円を計上いたしております。

また、旧三蒲小学校において、跡地利用のハウスが撤去されたこともあり、周辺の樹木の状態の悪さが顕著化し、児童の通学路や電線に支障をきたす部分もあることから、剪定伐採費用とし

て９８万７，０００円の計上でございます。

１９ページをお願いいたします。

２項小学校費１目学校管理費の小学校施設管理経費は、島中小学校の掲揚台ポールの危険防止修繕、安下庄小学校の小プール止水栓不良の修繕並びに今後見込まれる学校施設修繕費として合計８５万８，０００円を計上いたしております。

小学校施設改修事業費は、明新小学校にかかる下水道工事実施設計費３１０万５，０００円の計上でございます。

来年度当初予算での実施設計及び施工を想定しておりましたが、昨年の久賀小学校下水道工事において、特別支援学級児童への配慮から工期変更が必要となったことを鑑み、児童への配慮が少ない令和８年度の夏休み期間に施工を目指す目的にて、実施設計を今年度に前倒しして実施しようとするものでございます。

小学校事務局経費は、企業版ふるさと納税を活用した教育環境の整備充実の取り組みの１つとして、保護者や地域の方々とともに行う環境美化活動にかかる清掃物品などの購入費や、環境教育図書を配備する経費としまして、合計２４９万円の計上でございます。

３項中学校費１目学校管理費の中学校施設管理経費は、大島中学校の玄関ポーチが雨漏りにより軒天が破損したことに伴う修繕費及び今後見込まれる学校施設修繕費として、合計７８万３，０００円を計上いたしております。

中学校事務局経費は、小学校事務局経費と同様、企業版ふるさと納税を活用した教育環境の整備充実の取り組みの１つとして、保護者や地域の方々とともに行う環境美化活動にかかる清掃物品などの購入費や、環境教育図書を配備する経費といたしまして、合計８０万円の計上でございます。

２０ページをお願いいたします。

４項社会教育費１目社会教育総務費、社会教育振興経費につきましては、本年度に入り、本町の社会教育委員のお一人が全国社会教育委員連合表彰を受賞することが決定したことを受けまして、本人及び随行職員が全国社会教育研究大会に参加する旅費など、総計１８万２，０００円の計上でございます。

３目図書館費、久賀図書館管理運営経費は、入口の自動ドアが故障し、機械からの異音とともに開閉が困難な状況にあることを受け、取替工事費として１８３万１，０００円を計上いたしております。

５目社会教育施設費、橘総合センター管理運営経費は、機能回復室の空調機が故障したことに伴うファン及び基盤の交換修繕費及び現在、応急処置の状態である屋上貯水槽のプラスチック壁の破損修復など、総計７０万円の修繕費計上でございます。

八幡生涯学習のむら管理運営経費は、伝承の館のバリアフリートイレの故障に伴う修繕費２２万2，０００円の計上でございます。

５項保健体育費２目体育施設管理費の海洋センター管理運営経費は、Ｂ＆Ｇ海洋センタープールの温水化にかかる燃料費の予算見込み誤りに伴いまして、燃料費１７９万2，０００円の追加補正でございます。

また、すぱーく大島の雨漏り対策としまして、修繕費２２万3，０００円を計上いたしております。

総合体育館・陸上競技場管理運営経費につきましては、陸上競技場内にある多目的利用のためのゴールポスト差し込み受箱のアルミ製フレームの一部が地表に突出してきていることから、一部を切断して高さを下げるなどの安全対策費並びに陸上競技場外周フェンス支柱の根元部分の劣化が顕著化してきたことへの対策費といたしまして、工事請負費１７３万4，０００円を計上いたしております。

２１ページをお願いいたします。

地区体育館管理運営経費につきましては、消防施設点検にて不良が発覚した和田体育館誘導灯の修繕費１４万3，０００円の計上でございます。

１２款諸支出金１項１目繰出金につきまして、他会計繰出金は総額1億1，８６１万7，０００円の計上となっております。

介護保険事業、渡船事業への特別会計繰出金は、補正に伴う繰出金の調整でございます。

病院事業特別会計繰出金は、普通交付税の確定による調整と、公債費にかかる繰出金の算定基準を国の繰出基準に準じ増額を行っております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、４ページにお戻りいただきたいと思います。

債務負担行為の追加でございます。

久賀・大島・橘それぞれの学校給食センター調理業務等委託料につきまして、いずれも令和７年度までの契約により調理業務等の外部委託を行っているところでありまして、改めて令和８年度から令和１０年度までの３年間の外部委託を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

５ページは、地方債の補正についてでございます。

久賀庁舎照明設備ＬＥＤ化の事業費補正に伴う総務債並びに過疎対策事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第１号令和７年度周防大島町一般会計補正予算（第３号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（荒川　政義君）**　説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第１号、質疑はございませんか。田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　１２ページの久賀庁舎のＬＥＤ化は、この４，３７１万円、なぜ今回の９月補正なのか。

これ、実際に何か所の見積りということでいいのか、教えてください。

１３ページ、これも総合支所の工事請負費が４００万円から５００万円増額になっていますが、これは要するに今年度に入ってから修繕、維持補修の工事費が必要になった箇所に充てる金額ということでいいのかどうなのか。これで令和７年４月から今までの工事を賄えるとして、今後も令和７年９月から令和７年１２月とか年度末頃までの補正が必要になるのかどうなのかそこを教えてください。

それから、１４ページから１５ページに償還金があって、基本的なところを教えていただければいいのですが、どういう計算で、事業費というか、補助金等が積算され、この償還金がどれぐらい、何％ぐらい償還金になるのか。額の大きい障害福祉一般経費２，７８５万５，０００円についてのみで結構なので、教えてください。

もう１つは、１８ページに公営住宅修繕費というのがあって、入居前修繕、維持修繕経費ということですが、これどうなのか、入居前修繕というのは、前入居者の修繕というのも行われているのが基本、例えばふすまとか畳の表替えとか、そういったところをやってもらっている。この入居前修繕、今回の補正であがっている入居前修繕の修繕費というのは、それ以外の、例えば経年劣化とか、そういったことを対象としているのかどうなのか、その辺を補足で御説明ください。

**○議長（荒川　政義君）**　辻田統括総合支所長。

**○統括総合支所長（辻田　建一君）**　田中議員の質問にお答えいたします。

まず、久賀庁舎の照明器具のＬＥＤ化へということで、補正となった経緯ということでございますが、まず、水銀灯が２０２７年度末にランプ等の製造、輸出等が廃止されるということがございまして、２０２７年の蛍光灯の問題ということでの機器の価格の上昇、また昨今の物価上昇によるもろもろと、人件費の高騰が激しくて、予算編成時期までに全体工事費の把握ができなかったということでございまして、当初予算では委託料での実施設計業務費の計上で、本年４月から実施設計を行ったところでございます。

また、財源等を予定しております脱炭素推進化事業債の事業期間が令和７年度までとなっておりますので、令和７年度中に修繕を行う必要があるので、本定例会での補正予算に計上させた経緯でございます。

次に、各総合支所での工事請負費の計上ということでございます。

当然、令和７年９月までの工事費も計上しているところでございますが、さらに今後見込まれる工事費、また工事を令和７年９月以降やる予定のところも、もろもろございます。

当然、この補正での計上ということで、令和７年１２月、よほどの災害等があれば別ですが、そういった突発的な対応が、要因がなければ、今回の補正でやりくりをしていくということでございます。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　濱中福祉課長。

**○福祉課長（濱中　靖夫君）**　田中議員の償還金についての説明をさせていただきます。

補正予算書の１４ページに、障害福祉一般経費の償還金ということで計上をさせていただいておりますが、これを例にして説明をさせていただきますと、町が障害福祉サービスを提供する際には、国庫負担金２分の１、県費負担金４分の１、合計４分の３を充当しまして、その見込みを基に年度当初交付申請、そしてその申請後に交付決定が行われます。

その精算として、年度内で締めて翌年度に精算をいたします。６月に国・県に実績報告をいたしまして、そのときに実績のほうが下回っていた場合は、償還金としてお返しするものでございます。

このたびの補正予算では、令和６年度、過年度分の実績減に伴う償還金を予算化したものです。

障害福祉一般経費のこのたびの償還金につきましては、２，７８５万５，０００円と高額となっておりますが、これは、当初見込んでおりました支出額の約４億４，０００万円というのが元のサービスの予算の額でございまして、このたび不用額が数千万円に及んだということで、多くの精算金が発生しております。

その不用額に対しまして、国２分の１、県４分の１の合計４分の３にあたる額を償還金として予算計上させていただきました。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　辻田統括総合支所長。

**○統括総合支所長（辻田　建一君）**　先ほどの答弁が漏れておりまして、大変申し訳ございません。

修理の箇所数ということでございます。庁舎内蛍光灯４４１か所、庁舎の敷地内にあります車庫灯を４か所、倉庫灯８か所、構外５か所の工事と、箇所数ということで予定をしております。

**○議長（荒川　政義君）**　松村産業建設環境部長。

**○産業建設環境部長（松村　　浩君）**　田中議員御質問の公営住宅維持管理経費の修繕費ですが、田中議員が言われたように、ふすまの張り替えや畳の表替え、こちらは退居者が行いますが、経年劣化によるクロスの張り替えまたはクッションフロア等の張り替えが主になり、中にはお風呂

の修繕というのも入ってまいります。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　償還金で、私が見方が分からないだけなのですが、補正額の財源内訳に国庫支出金６９万１，０００円というのがあるのですが、これはどういう意味、償還金の中に国庫支出金がある。でも、償還金は全部国と県に返すものだと思うので、この意味を教えてください。

それと、今の住宅の分ですが、要するにどこまで、ふすまとか畳の表替え、これはもう経年劣化によるもので、一般的には大家というのか、町が――所有者が替えるべきものだと思うのですが、町はそういう基準ではないということなのでしょうけれど、ふすま――ふすまに限定するのではないが、そこをどのように切り分けているのか。ふすまは退去する人が替えなければいけない、でも、フロアとかは町が替える、その辺はどのように切り分けているのかを教えてください。

**○議長（荒川　政義君）**　松村産業建設環境部長。

**○産業建設環境部長（松村　　浩君）**　田中議員のどのように分けているのかという点ですが、一応入居するときに、契約書ではないが、請書のようなものをお互いが交わして、そのときに、退去するときにはふすまの張り替え及び畳の表替えは行ってくださいという形を取っております。

**○議長（荒川　政義君）**　今尾財務課長。

**○財務課長（今尾　勝則君）**　田中議員から、今回の補正予算書の１４ページの説明欄に、障害福祉一般経費として償還金があがっていて、財源の欄に６９万１，０００円があがっているのは何かという御質問だと思います。これは、予算書の見方ということで説明をさせていただきます。

ここの財源につきましては、先ほど来の歳入で補正をしたものが、どの事業、どの目にあたっているかを表現していくものになりますので、説明欄にあります償還金にあたっている財源という意味ではございません。あたっている場合もございますが、今回のこの目、障害福祉一般経費の見方としましては、歳出予算としましては、障害福祉一般経費に償還金、すなわちもう１年前、令和６年度に繰越金としてあがった、その受入れ過ぎていたお金を今年返します。プラマイゼロです。この償還金が歳出予算として単独で組まれておりまして、歳入の予算の説明欄の９ページ、国庫補助金、民生費国庫補助金、障害者総合支援事業費補助金６９万１，０００円、当初予算で補助金がもらえるかどうか分からなかったので、単独で組んでおったシステム改修費にこのたび歳入だけがあたったということが歳出の１４ページに同じように表現されているので、少し見えづらかったかと思いますが、そのようなシステムとなっております。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午後２時03分休憩

……

午後２時16分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　私からは、全部で６点質問をさせていただきます。

１０ページの企業版ふるさと寄附金ですが、歳出で拾ってはみたものの、一部を既存事業に、一部は新たな事業に充てるという御説明だったかと思います。新たな事業というのがどれにあたるのかを教えてください。

１３ページ、支所の道路等維持管理経費、小規模施設整備事業費の増額というのが、例年と比べて大きいのか少ないのか、例年並みなのか、それが分かれば教えてください。

１４ページ、こちら在留カードに住民票がある場所のデータを入れるためのシステム改修というような説明だったかと思うのですが、在留カードというのは国の機関が発行して管理するものなのかなと思うのですが、その操作自体を基礎自治体で行っていくということで、その事務経費も今後入ってくるのかどうなのかを教えてください。

１５ページ、私立保育所運営経費がございます。歳入にもありまして、１０ページでは県の補助金が３０万円増加するということでした。一方、１５ページの歳出では、その財源として、県の支出金とあわせて一般財源も充てられて、総額３６０万円の歳出ということになっているのですが、これはどういう条件の、私立保育所のどういう経費に充てられるのか、この金額の全体像が分からないので御説明ください。

１８ページ、公営住宅維持管理経費ですが、修繕費の増額が、当初予算と同じぐらいの額が要求されているように思いますが、この理由として、入居する人が予定より多くて修繕する戸数が増えたのか、それとも思っていたよりも老朽化して直さなければいけないところにお金がかかるのか、どちらになるのでしょうか。

最後、１８ページ、旧三蒲小学校の跡地利用のグラウンドのハウスが撤去されたことに伴って、周辺の植木の管理をするということですけれども、これは皆伐という形になるのか、手入れをして今後も定期的に管理の経費がかかってくることになるのか、教えてください。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　辻田統括総合支所長。

**○統括総合支所長（辻田　建一君）**　白鳥議員の質問にお答えいたします。

小規模施設整備事業費の補助金の増減ということでございます。今回につきましては、久賀総合支所と橘総合支所を計上しております。

久賀総合支所につきましては、施設の集会所等の要望があったということで、改修の経費を補

助するというもの、また橘総合支所につきましても――今の久賀総合支所につきましては１件のみということでございますが、橘総合支所につきましては６件ばかり、少し金額が太うございまして、集会施設の改修あるいは防犯灯の更新ということで、補助額が１６０万円あがっております。

当初予算では、大体例年どおり１００万円の計上で済んでいることが多いのですが、今回は、年度途中での改修等が多うございましたので、この９月補正で少し例年よりは多く補正をした。必要経費、必要な補助金分ということで各地区から要望がございましたので、例年よりは少し多くなったかと思いますが、補正での対応ということで計上させていただいた経緯でございます。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　梅木総務課長。

**○総務課長（梅木　義弘君）**　白鳥議員から在留カードの関係の御質問をいただきましたので、私から答弁をさせていただきます。

在留カードの事務に関しましては、御指摘のとおり国が行う事務の一部でございます。これまでも居住地の記載というところは手書きで、本町で、各居住地の窓口で対応してきたということがございます。

ただ、このたびは手書きに加え、新たに在留カードにＩＣチップが搭載されますので、そのＩＣチップに居住地の情報を登録するということが法改正で決まりましたので、ＩＣチップに登録できるパソコンとカードリーダーを新たに各総合支所に配置するという補正予算になっておりますので、そもそもそこにかかる事務費というのは、これまでも国から僅かではありましたけれども、補填を受けておりますので、新たな事務費の発生というのはございません。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　濱中福祉課長。

**○福祉課長（濱中　靖夫君）**　白鳥議員からのこどもまんなか保育体制強化事業補助金について説明させていただきます。

この対象となるのが、３歳未満児を多く抱える園がこの助成事業の対象になりまして、町内２園が対象となっております。

それで、１園あたり助成額が、このたび３０万円上乗せになりまして、１園あたり３３０万円ということになりました。それに伴って歳入も入れさせていただいております。

それで、２園ですと６６０万円が補正後の合計額となりますけれど、当初予算のときは、この上乗せ分がない３００万円と３００万円の計６００万円を計上するところを１園分しか計上がされておりませんでしたので、それに１園分を追加した３００万円と上乗せ分の３０万円、それと今まで計上しておりました３００万円、１園分に対する３０万円を加えて３００万円と６０万円

ということで計上させていただいたところです。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　松村産業建設環境部長。

**○産業建設環境部長（松村　　浩君）**　白鳥議員の質問の公営住宅維持管理経費の修繕費、思っていたより高いのか安いのかという質問だったと思うのですが、住宅も老朽化が進んでおりますので、１回の修繕費もかなり高額になっていることと、人件費等の上昇によりまして、こちらが考えているより金額的には大きくなっております。

また、今後新たに住宅の公募を行います。そのときの入居前修繕、こちらが今年かかっている金額が、大体平均すると８０万円ぐらいかかりますので、それを今のところ１５件ぐらい予定しております。そこが補正予算の一番大きな金額になっております。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　今尾財務課長。

**○財務課長（今尾　勝則君）**　企業版ふるさと寄附金は、今回の予算のどこにどう出ているのかということで、関係する課がいくつかありますので、予算編成を行いました財務課から答弁させていただきます。

まず、今回新しく計上したものは、先ほどの補足説明でもあったのですが、まず、予算書の１６ページでございます。

環境衛生総務一般経費の消耗品費３５万９，０００円に、地域活動の清掃等に使える物品の購入が入っております。

１９ページの小学校事務局経費と、下に中学校事務局経費が、今回の補正であがっております。ここにあがっている全額、企業版ふるさと寄附金を財源とする事業を今回補正にあげているということになります。

歳入では、５００万円ございましたので、その残りが、確かに補正予算書では見えづらいため、説明をさせていただきたいと思います。

１２ページの目の企画費のところでございます。

説明欄には財源更正としか書いておりませんが、財源内訳が変わっておろうかと思います。この寄附金が５０万円入って、繰入金が５０万円減ったというのが、この企業版ふるさと寄附金のあたっているところでございます。

内容的には、当初予算で議決をいただいておりますワーケーションＩｓｌａｎｄ構想加速化促進補助金の財源に充てております。

１７ページの目の観光費で観光一般経費というのがありまして、今回の補正自体は委託料ですが、そうではなくて、財源内訳の欄に寄附金が１００万円、そして繰入金１００万円減というの

があります。これは、企業版ふるさと寄附金を１００万円使うことで財源を振り替えているものでありまして、内容的には広島旅客誘発型広報事業、デジタルサイネージとかそういったところに財源として、全て、今申し上げた事業はまち・ひと・しごと関連の事業でありますので、一部は既存の事業の財源として使わせてもらい、一部は新しい事業の財源としてこの度の補正で計上をさせていただいたというところでございます。

**○議長（荒川　政義君）**　中原教育次長。

**○教育次長（中原　藤雄君）**　１８ページの委託料９８万７，０００円でございますが、旧三蒲小学校の剪定と伐採業務ということで計上させていただいております。

これにつきましては、リジョー株式会社がパプリカのハウスを撤退したために、グラウンド周辺の樹木がかなり伸びておりまして、見通しも悪く、児童の通学路、また車の通行の妨げにもなっておりますし、電線にも枝がかかっております。

このため伐採をするものでございますが、今回のこの委託料の中では、全ての木を伐採するのではなく、邪魔になる部分を伐採する予定にしております。

本来であれば、根元から伐採をして見通しをよくすればいいのですが、かなりの費用がかかりますので、今回は邪魔にならない――児童の通学や車の通行の妨げ、あとは電線にかかっている部分の剪定伐採を予定しております。できるだけ短く切って、なるべくランニングコストがかからないようにしたいと思っております。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　ありがとうございます。再質問として２点、私立保育所の運営経費の部分ですが、本来２園が対象だったけれど、１園分しか当初予算には計上されていなかったということで、今回、追加交付があるということで漏れに気が付いたのか、本来対象となる保育園から、うちの園、もらえるのではないですかというお話があり、それをあわせての補正案になったのか、そこを教えていただきたいことと、保育園として３３０万円交付されたところは、それをどのように使うことになるのか教えてください。

それから、旧三蒲小学校の跡地の植木の管理で、今回はあまりにも伸び過ぎている部分を急遽切るということですが、ここはもう今まで使っていたところが完全に撤退したということであれば、今後の利活用などについてはどのような方向性になるのか、何かあれば教えてください。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　濱中福祉課長。

**○福祉課長（濱中　靖夫君）**　白鳥議員の再質問にお答えいたします。

２保育園分の１保育園の予算計上がされていなかったことにいつ気付いたかという質問ですが、

当初予算をあげるとき、歳入は２園分組んでおったのですが、歳出が、大変申し訳ないのですが、計上漏れがあったということで、早い段階で気付いてはおり、このたびのタイミングに合わせたというわけではないです。７月、８月あたりにはもう気付いておって、９月補正で対応しようということで考えておりました。

それと、この助成事業がどのように使われるのかということですが、３歳未満児を多く抱えるところは、お子様にやはり手がかかるという言い方は――申し訳ないのですが、やはりそれだけ人員が多く必要ということで、このたび加配分ということで、助成をさせていただいているというところです。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　中原教育次長。

**○教育次長（中原　藤雄君）**　旧三蒲小学校の跡地利用についてでございますが、旧三蒲小学校につきましては、現在、建物自体がもう耐震のない建物となっておりますから、今後の廃校の跡地利用は、今のところは考えていない状況でございます。

**○議長（荒川　政義君）**　白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　私立保育所運営経費のことについてですが、加配分の人件費ということだと思うのですが、ということは、今現在、年度が始まってもらえていない保育所は、その加配分をどのように対応してこられているのか、そこが謎な部分ではあるのですが、追加で、今まで出してないということでいいのだと思うのですが、その園に対して今からまとめて出すのか、月々出すのかも分からないのですが、どのように説明をされてフォローアップしていくのか教えてください。

旧三蒲小学校の跡地利用について、耐震もなくてかなり老朽化が進んでいるので使わないということであれば、今後は当初予算などで全部木を切ったりだとか、建物は補助金の処分制限年数とかいろいろあるのでしょうが、今は植木が邪魔になって危ないという段階ですけれども、建物自体が危ないということにもなってくるのではなかろうかと思うのですが、今後の見通しといいますか、廃校活用として民間に使うことはないけれども、あそこの管理というものをどのようにしていくのかの見通しがあれば教えてください。

**○議長（荒川　政義君）**　濱中福祉課長。

**○福祉課長（濱中　靖夫君）**　この加配の助成事業につきましては、県からの補助金ですけれど、実際に支払う時期は年度末に支払う予定としておりまして、今回御議決いただきましたら、すぐに交付申請を行っていただきまして、令和７年４月から適用ということでさせていただこうと思います。

この件につきましては、もう既に県には確認が取れておりまして、令和７年４月まで遡るのは

可能だということで認識しております。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　中原教育次長。

**○教育次長（中原　藤雄君）**　旧三蒲小学校の今後の管理についてでございますが、今後、周辺の木が伸びれば、予算がつけば、できれば思い切って木を切って、見通しのよい環境にしたいと思っております。

それから校舎につきましては、耐震のない建物でございますので、もう跡地利用で貸す予定はございませんが、ただ、すぐ解体ということになれば、かなりの費用もかかります。

この近辺では旧屋代小学校なども廃校になっておりますが、そのまま教育委員会で草刈り等を行って管理をしております。旧三蒲小学校につきましても、今後教育委員会で草刈り等を行いながら施設の管理もしていく予定でございます。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。吉村議員。

**○議員（１０番　吉村　　忍君）**　２０ページの海洋センター管理運営経費、燃料費１７９万２，０００円でございますけれども、これは見込み誤りという御説明もありました。

当初予算では１７４万９，０００円計上で、ほぼ同額ということで、半分の見誤りということになるのだろうと思いますけれども、実際どの時点で、当初予算を使い切ってしまったというのが分かるのか。

それから、現状の沸かした温水をどのように管理しているのか、管理の方法をまず教えてください。

**○議長（荒川　政義君）**　中原教育次長。

**○教育次長（中原　藤雄君）**　海洋センターのプールでございますが、当初予算で燃料費を１４０万円ほど需用費の中で組んでおります。それで、実は令和７年５月から令和７年１０月までの６か月間で１４０万円ですので、大体リットルにして１万６００リットルぐらいの見込みでおりました。

近隣の類似施設を持つ市町へどのぐらいの燃料消費があるのかを聞いて、参考にして当初予算を組んでいたところでございますが、実際に建屋の構造が異なるとか、室内の温度管理とか保温状態に差異があることなどがございまして、当初の見込みとかなり燃料の消費量が違ってきたところでございます。

それで、現在１回あたり大体２，０００リットルを購入しておるのですが、令和７年８月までに７回ほど購入をしております。１万４，０００リットルということになります。

今後の見込みにつきましては、２，０００リットルを大体１３回ぐらいは、これは５月から１０月でございますが、１３回は給油が必要ではないかということで予算をあげさせていただき

まして、現予算との差額で１７９万２，０００円を計上させていただいております。

それから、現在の管理といいますか、水温の管理につきましては、水面一面をおおう、プールオーニングといったものもございますが、そういうものは現在のところ購入をしておりませんので、どうしても自然に水温が下がっていく状態になります。水温が下がれば、また自然にボイラーが回って温度を上げていく、水温を上げていくという状況になります。燃料の消費を抑えるためにも、来年度予算でそういったプールオーニングを予算計上させていただくことも視野に入れながら、燃料の消費に努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　吉村議員。

**○議員（１０番　吉村　　忍君）**　私も週に１回ほど利用させていただいていますけれども、６月中旬頃から何か水が冷たいという感触がありました。最初の頃、５月は温かく泳ぎやすかったのですけれども、漏れ聞こえてくるうわさによると、燃料費が足りなくなったので湯が沸かせないのではないかというううわさもありまして、やはりそうだったのだということが本日分かりました。恐らく町長も肌で感じていたのではないかと思います。

これでいきますと、年間３５０万円ほど燃料代が必要になってくるということで、来年度以降も大変な額が必要になって……。

もう１点、ボイラーの音がクレームになったという話も聞こえてきておりますので、それも原因の１つだったのかということも思ったりもしたのですけれども、来年度からも当然運営はしていただくのですけれども、今、中原教育次長がおっしゃいましたプールオーニングを視野に入れたという、はっきりと買いたい、買いますと言ったほうが、来年度やりやすいかと思うのですけれども、その辺最後にしゃっと答えて、終わりたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○議長（荒川　政義君）**　中原教育次長。

**○教育次長（中原　藤雄君）**　吉村議員の御質問ですが、できれば来年度予算でプールオーニングを購入したいと思いますので、予算計上をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　吉村議員。

**○議員（１０番　吉村　　忍君）**　プールオーニングを購入して管理した場合と、プールオーニングを購入せずに、年間３５０万円かかる。その比較もしっかりとしていただいて、本当に、プールオーニングで３５０万円が２００万円ぐらい抑えれるのかをしっかりと検討してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。要望になってはいけない、要望で終わると質問にならないので。

**○議長（荒川　政義君）**　中原教育次長。

**○教育次長（中原　藤雄君）**　来年度、プールオーニングの予算をつけていただけましたら、しっかりと燃料費の比較もしながら節減に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。小田議員。

**○議員（１２番　小田　貞利君）**　１７ページの仮称観光案内所の件です。

令和７年８月５日に、全員協議会で土地の選定の経緯の説明がありました。その際、ほとんどの議員の方がいろんな意見を、ほぼ全員が述べたと思います。気をつけること、こうしてほしいことというのがあったと思いますが、その後、何も反応がないまま予算として計上され、今日に至っている。明らかに議会軽視と考えられます。この辺について、町の考え方をまずお聞かせください。

**○議長（荒川　政義君）**　藤本町長。

**○町長（藤本　淨孝君）**　小田議員からの観光案内所について、先ほどお話しされた経緯のとおりであります。議会軽視とならないようしっかり、こちらも準備してきましたので、また御質問をあげていただければしっかりお答えさせていただきたいと思います。

**○議長（荒川　政義君）**　小田議員。

**○議員（１２番　小田　貞利君）**　質問ではなくて、本来令和７年８月５日に経緯の説明をしたわけで、全員協議会で。であれば、今回の提案のときに、もう少し経緯なり、各議員が言ったことに対する懸案事項をこのように考えて、結果提案させていただきましたというのが普通かと思う。それが、いきなりないまま計画している土地の調査に入ります、調査料２３万円組みますというのが問題ではないかということを言うのです。

令和７年８月２６日に、議会運営委員会の後に一部の議員ですが、副町長から説明を受けました。そのときに、規模なりの説明があったと思うのですが、大畠観光センターぐらいの規模を考えている。そこに集めていろんな案内とかをやっていく。駐車場もこのぐらいやりたいとか、トイレもこのぐらいやりたいというような話を聞きました。

そのときに、まず最初に思ったのは、地元の三蒲地区の人はいいのか、２４時間のトイレがあって、観光案内所というと、何万人かな、１０万人近く来るのか。そのぐらいの人が１年間に来る場所を地元の意見も聞かずに、こちらでさっさと決めていいのかという疑問も起きました。

その辺のところも踏まえて、再度、今このまま進めていくべきかどうかというのを答えていただきたいと思います。

**○議長（荒川　政義君）**　松村産業建設環境部長。

**○産業建設環境部長（松村　　浩君）**　小田議員の質問で、周辺の自治会に説明はあったのかというようなことだと思いますが、この議会で承認が得られた後に、ある程度基本的なものが出来上がってからの段階で、説明会等を地元で開きたいとは考えておりました。実施設計に進むまでに、

地元の方と意見をすり合わせつつ、しっかりした設計を考えていくという形にしたいと思っております。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　小田議員。

**○議員（１２番　小田　貞利君）**　今の松村産業建設環境部長の答弁であれば、この予算が通れば、それからの説明なりいろんなことを進めていきたい。その説明が通らないうちは、予算は執行しないという考え方でいいですか。部長というか、町長とか副町長の考えで、いいかどうか答えてください。

私の個人的な意見ですが、これに僕は反対します。多分、議員もすごい悩んでいるのではないかと思います。このままで、すすっと予算に賛成していいのかどうなのか。

その辺は提案ですが、先ほど言いました松村産業建設環境部長の答弁に対することをクリアにしてから予算を執行するという方法か、あるいはこの会期中に全員協議会なりを開いて議員の理解を得るという方法を再度するか、その辺のどちらかをしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午後２時51分休憩

……

午後２時53分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。藤本町長。

**○町長（藤本　淨孝君）**　今いただきました質問のとおり、やはり皆さんへの御説明が足りないところが多いということも、今、お声を聞いて得たところでございますので、お時間をいただくのですが、教育委員会の全員協議会がこのたびの一般質問の後にございますが、その後にまた議会にお願いをさせていただいて、その機会をもう１度持たせていただきたいと思っております。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。新田議員。

**○議員（９番　新田　健介君）**　私からも何点か。

まず、旧三蒲小学校に関していろいろと御答弁がございました。現状は、今後も伐採に関する経費は出てくるであろうという認識でよいのだと思いますが、決算書に戻るのですけれども、これ、ほぼ同額の９７万６，８００円計上がございました。これはちなみに旧三蒲小学校ではなかったのかどうなのかということと、令和４年度、令和５年度と樹木伐採に関しての経費が出ておりませんでした。そういう中で令和６年度決算に出ておりましたので、可能であればお答えいただきたい。

そしてもう１点、今、小田議員からもありましたように、補正予算ということで、非常に急が

ないといけない案件が多々ある中で、私も観光一般経費の委託料２３万３，０００円が引っかかっております。町民からもいろいろな声も入っておりますし、本会議でもこの議論が熟していない中で賛成をしかねるところがございます。今、町長から答弁がございましたので、全員協議会を開くなり、あるいは修正をして、この補正をしっかりと通していただきたいというのが私の願いでございます。御答弁をお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午後２時56分休憩

……

午後２時57分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。中原教育次長。

**○教育次長（中原　藤雄君）**　新田議員の御質問の廃校利用対策経費の委託料の校内植木管理が９７万６，８００円でございますが、これが旧城山小学校と旧和田小学校の周辺地の樹木の剪定業務の委託料となります。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　新田議員。

**○議員（９番　新田　健介君）**　ありがとうございました。全員協議会は令和７年９月１７日でしたよね。それまでに我々も、ここにいる議員それぞれが、町民の思いを背負ってここに責任を持って立っております。それまでにかれこれ２週間ぐらいありますので、できるだけ多くの方の意見を集約して、全員協議会でいろんな議論を交わしていきたいと思います。

補正予算、私は総論賛成でございます。ただ、やはり反対せざるを得ない部分が残っている限りは、なかなか難しいところもありますので、その辺は御考慮いただきたいと思います。ありがとうございます。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。岡﨑議員。

**○議員（５番　岡﨑　裕一君）**　しつこくて大変恐縮ですが、観光協会の件です。

今度、ふるさと館に関して、今後ふるさと館を出ていかれるというお話ですが、こちらのビジョンとかそういった、例えば見積りとか、今度御説明のときに大体どういうビジョンを持っておられるのかということも、しっかりとそのときに御説明いただければと思います。

それと、願わくばもう少し結論を急がないように時間をかけて、お時間をいただければもっといいお話になれるのではないかと私は思っております。どうか町長、賢明な御判断をよろしくお願いいたします。

また、もし今の時点で観光協会のビジョンがあればお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

**日程第１６．議案第２号**

**日程第１７．議案第３号**

**日程第１８．議案第４号**

**日程第１９．議案第５号**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第１６、議案第２号令和７年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）から日程第１９、議案第５号令和７年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第１号）までの４議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。大久保健康増進課長。

**○健康増進課長（大久保晴美君）**　それでは、議案第２号及び議案第３号の補足説明をいたします。

議案第２号令和７年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、今回は令和６年度決算に伴う精算の補正でございます。

補正予算つづりの２３ページをお願いいたします。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，３５４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２６億７，８２６万８，０００円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

２８ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

６款繰越金は、前年度決算に伴い５，１３５万３，０００円を増額するものでございます。

７款諸収入２項雑入は、令和７年２月診療分の療養費の精算に伴い２１９万６，０００円増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

２９ページをお願いいたします。

５款基金積立金は、前年度繰越金の発生に伴い５，１３５万３，０００円を増額するものでございます。

６款諸支出金１項償還金及び還付加算金２目保険給付費等交付金償還金は、令和７年２月診療分にかかる普通交付金の償還額確定に伴い２１９万６，０００円を増額するものでございます。

以上が、令和７年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についての概要

でございます。

続きまして、議案第３号令和７年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）につきまして補足説明を行います。

今回は、令和６年度決算に伴う精算の補正でございます。

補正予算つづりの３１ページをお願いいたします。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４２万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億５６８万８，０００円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

３６ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

４款繰越金は、前年度繰越金を２０万７，０００円追加計上しております。

５款諸収入２項償還金及び還付加算金１目保険料還付金は、保険料の過年度還付を行うための山口県後期高齢者医療広域連合からの歳入項目ですが、前年度決算の実績に伴い２１万３，０００円を増額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

３７ページをお願いいたします。

２款後期高齢者医療広域連合納付金を２０万７，０００円追加計上しております。この納付金は、令和６年度保険料のうち、令和６年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を、令和７年度歳入予算に前年度繰越金分として今回補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものでございます。

３款の諸支出金は、歳入の５款諸収入の増額と同様の理由により２１万３，０００円を増額補正するものです。

以上が、令和７年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（荒川　政義君）**　松田介護保険課長。

**○介護保険課長（松田　知亮君）**　議案第４号令和７年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづりの３９ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和６年度決算に伴う精算が主なものでございます。

第１条で、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億１，６８６万５，０００を追加し、歳入歳出予算の総額を３４億９，９６３万４，０００円とするものでありま

す。

まず、歳入について御説明いたします。

事項別明細書の４５ページをお願いいたします。

６款繰入金１項他会計繰入金５目その他一般会計繰入金は、財源調整のため３，０００円を増額いたします。

７款繰越金は、令和６年度決算に伴う繰越金として３億１，６８６万２，０００円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

４６ページをお願いいたします。

１款総務費２項徴収費１目賦課徴収費は、過年度の介護保険料の還付金として４２１万６，０００円を増額いたします。

３款１項基金積立金１目介護給付費準備基金積立金は、令和６年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立てとして、１億８３７万４，０００円を増額いたします。

６款諸支出金１項返還金及び還付加算金１目償還金につきましては、前年度実績に伴う国・県等への返還金として２億４２７万５，０００円を計上いたします。

以上が、令和７年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（荒川　政義君）**　次に、松村産業建設環境部長。

**○産業建設環境部長（松村　　浩君）**　議案第５号令和７年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第１号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書の４７ページをお願いします。

今回の補正は、第１条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億５，４９９万２，０００円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。

５２ページをお願いします。

歳入につきまして、３款県支出金１項県補助金１目航路補助金は、山口県離島航路補助金額の確定に伴う補正でございます。

４款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金は、今回の補正にかかる一般会計からの繰入金を５９１万３，０００円増額し、財源調整を行っております。

次に、歳出でございます。

５３ページをお願いします。

１款事業費２項事業費２目情島航路運航費の情島航路運航経費は、令和７年４月にせと丸及び第８せと丸の上架を行った際、部品交換を行う必要がある箇所が新たに見つかり、この箇所について修繕を行ったことから、今後予定している上架にかかる修繕費の予算不足が見込まれるため、追加修繕に要した修繕費４４万１，０００円を増額するものでございます。

１款事業費２項事業費３目浮島航路運航費の浮島航路運航経費は、令和７年１０月に予定しているひらい丸の上架について、当初予定しておりました造船所での上架ができなくなったことから、町内の漁港施設で上架を行うため、必要な修繕費及び施設使用料について２０万円を増額するものでございます。

以上が、令和７年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第１号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたしまして補足説明を終わります。

**○議長（荒川　政義君）**　説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

暫時休憩します。

午後３時13分休憩

……

午後３時24分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第２号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第３号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第４号、質疑はございませんか。白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　４５ページですけれども、他会計繰入金が財源調整のためという御説明があったのですが、３，０００円という金額になっていまして、その下の繰越金が３億１，６８６万２，０００円ある中で、財源調整でこの３，０００円が要るという理由が分からないので教えてください。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午後３時25分休憩

……

午後３時27分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。松田介護保険課長。

**○介護保険課長（松田　知亮君）**　白鳥議員の御質問についてお答えいたします。

今回、歳出で徴収経費、基金の積立金、それから返還金について、それぞれ１，０００円ずつ切り上げとなりますので、歳入で３，０００円ほど調整させていただきました。

以上でございます。

**○議長（荒川　政義君）**　白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　歳出で、１，０００円ずつ切り上げとなるのでというのは、よく分からなかったのですけれど、もう少し分かるように説明いただけたらと思います。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午後３時28分休憩

……

午後３時30分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。今尾財務課長。

**○財務課長（今尾　勝則君）**　一般会計から特別会計へ繰り出しているという立場もございますので、財務課から今の件について補足させていただきます。

４６ページのこの歳出の説明欄にそれぞれ償還金とか準備金とかあるのですが、これ予算ですので、１，０００円単位になっております。現実には円単位までございまして、予算を組むときに１円でも足りなかったらいけないので、切り上げて予算を組みますので、歳出は１，０００円、１，０００円、１，０００円に切り上がっている状態になります。

一方歳入は、円単位で繰越金とか入ってきているのですが、歳入は切り捨てが基本ベースになっておりまして、歳入を厳密にその切り捨てで押えると、歳出と歳入でどうしても予算上の差が出てくる。決算ではぴったりになるということですけれど、予算上は差額が出る。

それを特別会計の中でやりくりするという手もあると私としては思うのですけれども、そういうルールどおりやると３，０００円、一時的に出てしまうので、一般会計上といいますか、１，０００円単位の予算上で３，０００円のやり取りをしたいという内容になっております。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第５号、質疑はございませんか。山根議員。

**○議員（３番　山根　耕治君）**　すごく素朴な質問ですけれども、５２ページ、航路補助金で、減額が３航路、前島、情島、浮島の３航路で、合計で５２７万２，０００円減額になっております。補正前の額が４，０２７万円ですので、１割以上の減額になっている。これ結構な減額ではないかと思うのですが、この減額になった理由というのはどういったものでしょうか、お願いします。

**○議長（荒川　政義君）**　木嶋地域交通課長。

**○地域交通課長（木嶋　勇人君）**　ただいまの御質問でございますが、県の補助金が大幅に減ったというところでございますが、離島の離島航路の運営費の補助につきましては、事前算定方式による内定制度という制度が導入されておりまして、国から標準収支の見込みで標準化方式によるもので国庫補助が決まります。

国庫補助が決まりまして、残りの部分で欠損額に対しまして、標準収支に達していない部分につきまして、町が負担する。残りを県が負担するという構造になっているのですが、このたび令和６年度の実績でございますが、国が様々な、いろいろ事情を勘案されていたと思うのですが、国の補正予算で全体が増額されたということで、予定していた国庫補助よりも上乗せがあったということですので、残りの地方負担分、県と町の負担分が減ったということで、このたび令和６年度の精算で県費が減ったという、結果的にそういうことになったというところでございます。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第２号令和７年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）から議案第５号令和７年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第１号）までの質疑が終結しました。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

**日程第２０．議案第６号**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第２０、議案第６号令和７年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

補足説明を求めます。藤本下水道部長。

**○下水道部長（藤本　倫夫君）**　議案第６号令和７年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、補足説明を申し上げます。

このたびの補正は、国庫補助金及び県補助金の交付決定の額が、当初予算に計上したそれを下回るものであったことに伴い、不足する財源の調整等を行うものであります。

お手元の補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は総則です。

第２条の資本的収入及び支出について、予算第４条の既定の収入額を４０６万円減額し、１７億３，０７８万３，０００円とするとともに、不足する財源の内訳を変更しようとするものであります。

その概要につきまして、御説明をいたします。

３ページをお願いいたします。

１款資本的収入におきまして、下水道整備事業にかかる国庫補助金及び県補助金の割当額、交付決定の額が当初の見込額よりも減額となったことに伴い、その減額分を企業債で充当するため、１項企業債１目建設改良債１節公共下水道事業債を１億２，２８０万円、２節過疎対策事業債については１億２，１６０万円をそれぞれ増額するものであります。

また、２項補助金につきましては、１目国庫補助金１節公共下水道費補助金が２億３，２５０万円、２目県補助金１節下水道費県補助金においては、農村集落排水施設整備事業にかかる補助金の１，５９６万円がそれぞれ減額となります。

２ページに戻っていただきまして、第３条の企業債では、予算第６条に定められた起債の限度額について、特定環境保全公共下水道建設改良事業に２億２，８５０万円、農業集落排水処理施設建設改良事業に１，５９０万円それぞれ追加をし、企業債の総額を１４億６，４６０万円としております。

なお、今回の補正で減額となります資本的収入につきましては、１ページ、第２条にお示ししておりますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填することとしております。

また、４ページ以降には、附属資料を添付いたしております。

以上が、議案第６号令和７年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（荒川　政義君）**　説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第６号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　補助金が減額されたということですが、これはどういう理由ですか。減額したのか、減額されたのか。

**○議長（荒川　政義君）**　藤本下水道部長。

**○下水道部長（藤本　倫夫君）**　ただいまの補助金の減額の理由でございますが、補助金は全国の

自治体が同じような事業内容で同じように申請をしておりますので、これが原因という明確な原因が分かっておりませんが、考えられるいくつかの理由を申し上げたいと思います。

１つは、下水道事業における重点配分の見直しが今年度から大幅にかかっているということがあげられます。

これは、国土交通省から事務連絡で通知があったことでございますが、国からの重点配分方針の見直しという通知の中で示されている、下水道事業を進めていく中で、立地適正化計画の策定が事実上条件になったということが１つあげられると思います。

これを本町におきましては、計画を策定しておりませんので、この部分が減額の要因の１つになったのではないかと考えられます。

それから、社会資本の老朽化といいますか、全国的な流れ、動きといたしまして、高度経済成長期以降に整備された社会資本、下水道施設でございますが、こちらが老朽化してきておりまして、今回、本町で減額となった補助金につきましては、未普及対策事業の部分でございまして、維持管理、機能強化等に――本町におきましてはストックマネジメント事業と呼んでおりますが、維持機能強化の部分については、補助金は申請どおりついておりますので、この未普及対策から維持管理の部分に国の補助金のつき方がシフトしてきたという部分が２つ目にあげられると思います。

それからもう１つ予想、想像できますのが、これらの今申し上げた２つの理由の複合型でありますとか、また汚水処理を所管する３省、国土交通省、農林水産省、環境省等が連携して進めます下水道１０年概成というのがございまして、この１０年間で汚水処理人口普及率を９５％にしましょうという目標がございますが、これが今年度でおおむね完成を迎えてほしいという思いがありまして、令和８年度までにおおむね完成してくださいという目標がございますので、駆け込みでいろんな全国の自治体からの申請等があったこと等によりまして、配分が減ったのではないかと想像しておるところでございます。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　今の質疑を踏まえまして私も質問させていただこうと思います。

今のお話であると、全国的にはニュースにもなっているので分かるのですが、新設、未普及対策に対する補助金は、今後もなかなか今までのようにはいかないのかと今感じたところでございますが、例えば今回補助金をあてにしていた部分などを町債といいますか、公共下水道事業債、過疎対策事業債の起債を充てる、財源の充てを変えるという補正だと思うのですが、この２つの事業債を足すと２億４，４００万円ぐらいになるかと思うのですが、それぞれ有利な起債だとは分かっておりますが、実際に交付金措置ではなく、町のお金で将来返していかなければならない

額が、この額を対象とした場合に幾らになるか教えてください。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午後３時45分休憩

……

午後３時46分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。藤本下水道部長。

**○下水道部長（藤本　倫夫君）**　ただいまの御質問ですが、下水道事業は主に３つの大きな財源で賄っております。先ほどから申し上げております国庫補助金、それから下水道事業債、それから過疎対策事業債でございます。

でき得れば国庫補助金が満額つけばそれを半分で、残りの半分ずつを、優先順位はあるのですが、公共下水道事業債、それから過疎対策事業債で賄いたいと考えております。

国庫補助金は当然そのままいただくわけですが、公共下水道事業債、こちらがついて３割、よくて４割ぐらい交付税措置がございますので、残り６割ぐらいを何年かで償還していくということです。

過疎対策事業債につきましては、約７割が交付税措置でバックされますので、過疎の３割ぐらいは償還していくようになるかと見込んでおります。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

**日程第２１．議案第７号**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第２１、議案第７号令和７年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

**○病院事業管理者（石原　得博君）**　議案第７号令和７年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第１号）の補足説明をいたします。

この予算は、収益的収入では普通交付税の交付額確定分について、収益的支出では企業債利息確定分について補正するものです。

第１条は、総則でございます。

第２条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、普通交付税の確定により収入合計で

１，４９８万２，０００円増額補正し、４１億９，１８０万２，０００円としております。

２ページをお開きください。

支出につきましては、企業債利息確定により支出合計で６６万４，０００円増額補正し、４７億１８３万４，０００円としております。

第３条の他会計からの補助金につきましては、普通交付税の確定により１億１，２７０万１，０００円を増額補正し、１２億１，１８３万９，０００円としております。

附属資料といたしまして、４ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第７号令和７年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第１号）の内容でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

**○議長（荒川　政義君）**　説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第７号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

**日程第２２．議案第８号**

**日程第２３．議案第９号**

**日程第２４．議案第１０号**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第２２、議案第８号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてから日程第２４、議案第１０号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正についてまでの３議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

**○副町長（山中　茂雄君）**　議案第８号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

本議案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準準拠システムへの移行に関して関係条例の一部を改正するものであります。

地方公共団体は、令和８年３月末までに標準化に適合する基幹業務システムへの移行を目指すとされております。

他方で、地方公共団体は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項の規定により、個人情報の独自利用を行う事務、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携及び番号利用法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携を行う場合には、条例の定めが必要とされておりますので、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容は、別表第１に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を加え、別表第２の特定個人情報の項中に住登外者宛名番号管理機能による住登外者に関する情報を加えるものです。

続きまして、議案第９号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、部分休業制度の取得要件の緩和と非常勤職員にかかる部分休業の対象となる子の年齢の引上げをしようとするものです。

それでは、改正の要点を説明いたします。

第１条は、法律の改正に伴う項ずれで、第１９条第１項及び第２項を第１９条第１項から第３項まで及び第５項に改めるものです。

第１８条は、部分休業を取得することができる非常勤職員の対象を、勤務日ごとの勤務時間を考慮せず、勤務日数のみを考慮することに改めるものです。

第１９条は、現行の部分休業を第１号部分休業に名称を変更し、勤務時間の始めと終わりにしか取得できなかったものを勤務時間内であればいつでも取得できるように改めるものです。

第１９条の２から第１９条の４までは、新たな部分休業の取得方法として、１年度のうち常勤職員は７７時間３０分、１０日間です。非常勤職員は勤務日１日あたりの勤務時間に１０を乗じて得た時間を必要なときに取得できるように改め、加えて非常勤職員が養育する子の年齢について、３歳に達するまでを小学校就学の始期に達するまでに改めるものです。

第２０条は部分休業の法的根拠となる条文を加えるもの、第２１条は部分休業の承認の取消事由に条例で定める特別な事情を加えるものです。

なお、この条例は法律の施行日に合わせ、令和７年１０月１日に施行することとしております。

議案第１０号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

本議案は、久賀地区にございます八幡生涯学習のむらの山手、周防大島町町衆文化の薫る郷公園内の生活の館であるかやぶき屋根の建物を今年度解体するため、関係条例の一部を改正するものであります。

当該建物は長年の雨風による経年劣化により、屋根が一部落ちた状態であるため利用を停止し

ており、現在の造りのままでは建物を維持することは困難な状態となっています。

このため、令和７年度当初予算にて、建物内のトイレを残置する計画を含めた解体工事実施設計業務を行っており、設計業務完了後、引き続き解体工事を行うこととしております。

改正の内容は、第１条で、町衆文化生活の館の名称を削り、別表中の町衆文化生活の館にかかる項を削るものです。

補足説明は以上のとおりでございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第８号、質疑はございませんか。田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　住登外情報、この内容は一元管理するということだと思うのですが、説明資料を見てもよく分からなかったので、それでいいのかどうなのか。住登外情報、そもそも本町でどれぐらい対象者がいるのか、どういうシステムのどういった住登外者が対象になるのか。そしてその効果、大体想像はつきますけれど、効果はどういうものなのか、簡単で結構なので御答弁お願いします。

**○議長（荒川　政義君）**　堀脇政策企画課長。

**○政策企画課長（堀脇　国輝君）**　田中議員の御質問にお答えします。

まず、住登外のこのシステムについて標準化、基幹系のシステムについて標準化に移行するわけでございますが、令和７年１２月１５日に本町は予定しておりますが、この標準化システムには、宛名番号等を管理するシステムの中にもパッケージとして組まれておりまして、それ自体には問題ないのですが、この標準化システムとは別個に、個別システムを使用する場合に、こういった条例改正が必要となるということで、このたび条例改正をさせていただくこととなっております。

住登外の人数については所管外ですので、担当課が答えると思います。失礼いたします。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午後４時00分休憩

……

午後４時02分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。梅木総務課長。

**○総務課長（梅木　義弘君）**　ただいま田中議員から住登外の件数ということで御質問いただいたかと思います。

この住登外のシステム自体が一定の課で、１つの課で使うシステムではございませんで、税務

課であったり、介護保険課であったり、国民健康保険を所管する健康増進課であったりというところが使うシステムとなっておりまして、１つの課で何件という確定的な数字がなかなか把握できない状況でございます。

ただ、おおよその件数での回答でこの場は御容赦願えたらと思うのですけれども、７万件強の住登外の登録があるというところまでは今、確認が取れましたので、この場での回答はそういうことでさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　お答えがなかったので、どういうシステムで、どういう住登外者が利用されるか、また止まってはいけないので間違っていたら言ってください。

共通基盤を設けて、それで例えば介護保険システムとか、税のシステムとか、児童福祉の関係のシステムとか、そういったものを共通の基盤でこの住登外者の情報を利用して、それで例えば町外に住んでいる人の要介護者の情報を管理するとか、固定資産税の情報とか、そういったことを管理するということでよければ、いいですと答えてください。何か違っているところがあったら訂正してください。

**○議長（荒川　政義君）**　梅木総務課長。

**○総務課長（梅木　義弘君）**　答弁漏れで申し訳ございません。今、田中議員がおっしゃったとおりで、そういう御指摘のとおりのシステムになる予定でございます。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第９号、質疑はございませんか。白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　議案第９号の趣旨は、非常勤職員の方々も部分休業をより取りやすくなる、日数も多くなるし、時間の融通も効くし、対象となる非常勤職員さんも増えると理解したところですけれども、取るか取らないかは御本人次第にはなってくるのだと思うのですが、実際、この育児休業等の部分休業を取る対象者が、現状でいうと、これは令和７年１０月１日から施行ということなので、例えば令和７年９月までだったら取れる対象者が何人ぐらいだけれど、令和７年１０月１日以降は対象者が何人ぐらいになるという試算がされているのかどうなのか。

というのが、そもそも同じ勤務体系の中で、部分休業を取れる時間が増えたということになっても、業務量が変わるわけではないし、スタッフが増えるわけではないので、実際に対象者がよし取ろうという、取りやすい環境がつくれるのか、その分配置に配慮がなされるのか、そのあたりが全く見えないので、取りやすくなる条件は整ったけれども、現実取れないという状況を私は危惧しているのですけれども、そのあたりどのように把握されて検討されているか教えてくださ

い。

**○議長（荒川　政義君）**　梅木総務課長。

**○総務課長（梅木　義弘君）**　ただいまの白鳥議員からの御質問にお答えをしたいと思います。

御指摘のとおり、この制度改正で制度としては構築される。ただ、環境としてどうなのかというところの懸念を御質問いただいたかと思います。

御指摘のとおり、環境的にはまだ十分に整っているとは言えない状況であるというところは認めざるを得ないと思っております。

ただ、それは全国的に見ても、どの自治体においても同じ状況ではないかと推察をしているところです。そこは今後の各自治体の課題、本町の課題というところになろうかと思いますが、取りやすい環境に向けて整備をしていかなければならないというところは認識としては持っている段階であります。

それと、現状の中でどのくらい取れる方がいらっしゃるのかという御質問でしたが、大変申し訳ございませんが、そこの調査は今まだできていないというところでございます。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　御答弁ありがとうございました。現状、どのぐらいその条件に合致する人がいるのかが把握できていないということですが、やはりその状況を把握して、その方々が取りやすい環境づくりは、実態が分かってからやっと取り組めると、誰でもいいからそういう人は申し出てというのではなかなか進まないことだと思いますので、こちらは要望というか、提案になりますけれども、本会議で、これが採決されましたら、ぜひ実態調査といいますか、現状把握をまずしていただけたらと思います。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第１０号、質疑はございませんか。田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　１点だけ、トイレは残すとありますけれど、これは、現状の建物を壊してトイレ部分だけ、新たにまた外壁というか、囲いを造るということになるのか。その場合の工事の概要と予算規模。

それと、生活の館に残ったトイレは、陶芸の館かふれあい交流広場のどちらに入るのでしょうか。

**○議長（荒川　政義君）**　小泉社会教育課長。

**○社会教育課長（小泉　周三君）**　お答えいたします。

トイレの残置工事につきましては、昨年度、令和７年度の当初予算の編成時に、トイレを残置した場合、トイレを新築する場合ということで比較検討しまして、残置のほうが約４５０万円安いということで、残置のほうを選択して、現在解体工事の設計中であります。

したがいまして、実際にトイレの残置に関して工事費がどのくらいかかるかというのは、今現在はまだ設計中ですので、詳しいことは申し上げられませんが、新築することと比較して約５００万円弱の安価な残置を選択したということになっております。

それと、解体後残置したトイレはどちらに属するかということについてですが、生活の館自体は、建物自体はもう存在いたしませんので、陶芸の館の別棟としてトイレだけが残るような形になると考えております。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案８号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてから、議案第１０号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正についての質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

**日程第２５．議案第１１号**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第２５、議案第１１号周防大島町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

**○副町長（山中　茂雄君）**　議案第１１号周防大島町過疎地域持続的発展計画の変更について補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域持続的発展計画の変更にあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定に基づき、本会議の議決を求めるものです。

新旧対照表により御説明いたします。

１１　地域文化の振興等に（３）計画（令和３（２０２１）年度～令和７（２０２５）年度）を新たに設け、区分に１０　地域文化の振興等、事業名に（１）地域文化振興施設等、施設名に地域文化振興施設、事業内容に社会教育施設改修整備事業、事業主体に周防大島町をそれぞれ追加するものです。

事業の内容につきましては、宮本常一記念館の空調改修工事及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園内の生活の館のトイレ残置工事を行うためのものであります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第１１号、質疑はございませんか。白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　この計画が令和３年度から令和７年度ということで、今年度までということですけれども、宮本常一記念館の空調改修工事や、先ほどの生活の館のトイレ残置改修工事というのは、もちろん今回の予算には入っていなくて、この計画が変更されて、また議会に補正予算として上がってくるというようなイメージでよろしいのでしょうか。

**○議長（荒川　政義君）**　暫時休憩します。

午後４時16分休憩

……

午後４時27分再開

**○議長（荒川　政義君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。堀脇政策企画課長。

**○政策企画課長（堀脇　国輝君）**　先ほどの白鳥議員の質問にお答えいたします。

最初の予算のほうは、令和７年度の当初予算で計上されておりますが、財源に過疎債を充てる関係で、こちらの過疎計画に事業がのっていないと過疎債が財源に充当できない、充てられないということで、今回過疎計画のほうに事業を追加するということで、変更の議案の上程をさせていただいております。

**○議長（荒川　政義君）**　白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　今の休憩の間に、私も当初予算の資料を確認させていただきました。金額までは、どこをそれに充てるのかはあれですけれど、宮本常一記念館の工事請負費は空調のためであると当初予算のときも説明を受けておりますし、先ほどの議案でも条例の一部改正がありましたけれど、八幡生涯学習のむらの一部解体と、トイレはそのまま残すという事業も、当初でも聞いていたというのを今、当初予算資料を見て確認はしたところですけれども、では、当初予算を組むときには、この２つの事業をするための財源は何を充てるという予定で予算を組んでおられるのでしょうか。

**○議長（荒川　政義君）**　今尾財務課長。

**○財務課長（今尾　勝則君）**　当初予算にかかるただいまの財源ですが、予算を組むときには最終査定において、これを単独でいくのか、あるいは起債が拾えそうなら、なるべく起債を充てたほうが、交付税のバックがありますので、一般財源が結果少なく済むため起債でいこうということで、当初予算上は起債を充て込む予定で組んでおります。

ただ、起債の申請が年に何回かありまして、そのときにはもちろん過疎計画との整合性を問われますので、整合性を取りながら進めているというところです。

当初予算については起債を充てたいということで、予算化をしております。

**○議長（荒川　政義君）**　白鳥議員。

**○議員（７番　白鳥　法子君）**　３回目ですよね。予算を組む段階で、条件が整っていないまま起債を充てたいと思いつつ、それが何の起債かまで今おっしゃられなかったので、何なんですけれども、そもそも予算を組む段階で、これが過疎債の対象にならない事業であるということが明確であったにもかかわらず、当初予算のときに過疎債をあてにした予算を組み、年度途中になってから過疎債の対象になることが条件である過疎地域持続的発展計画にその事業を盛り込む、変更するというのは、後先が全く逆なのではないかと思うのですけれども、これだと計画を議会が単に追認するといいますか、議会に図っておきながらも、そうなること前提で進められているように感じます。

本来は計画変更をして、その計画変更が通った後で過疎債をあてにした予算を組むというのがあるべき姿なのではないかと思うのですけれど、そもそもこの予算の組み方が可能な状態だったのかどうなのか、しっかりお答えいただけたらと思います。

**○議長（荒川　政義君）**　今尾財務課長。

**○財務課長（今尾　勝則君）**　ただいまの当初予算、あるいは予算時における過疎計画にまだのっていないけれども、予算上で過疎債があたっているというのはいいのかというところでございますが、当初予算では、御指摘のとおり計画に基づいて過疎債を確実に充てるというのが一番のことだと思っておりますが、そうなりますと、各課は過疎計画を踏まえて予算要求をしてこないと当然いけないということになってきまして、やはり各課においては、この事業が過疎にあたるかどうか分からないとか、査定の中で、これは本当に予算が通っていくのかいかないのか、予算が通っていかないのに計画にのせるのかとか、どちらが先か、卵か鶏かと言われれば、おっしゃるとおり計画が先というのは間違いないのですが、査定の中で初めて出てきた案件とかを何とか予算化して実現をしたい。それは、過疎があたらないかもしれないけれど、何とか予算化して、事業は何とかやり遂げたいという思いもあり、過疎計画には軽微な変更とか、いろいろな変更の手続が用意されているので、そういうものにのっとって執行が、最終的には過疎があたって一般財源が少なく済むというのが一番望ましいと思い、予算編成が進んだというところであります。

ただ、おっしゃるように、もしこの変更が通らなかったらどうするのかというところにつきましては、過疎債が借りれないというところは出てくることは間違いありませんので、今後、もちろん単独事業の査定がより厳しくなる方向になってしまうかもしれませんけれども、過疎が充てられないなら、なかなか難しい工事というのも増えてしまいますけれど、そういう要望があれば

過疎債のことも踏まえて、予算要求前から計画を見て要求くださいということにも努めてまいりたいと思います。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

**日程第２６．議案第１２号**

**○議長（荒川　政義君）**　日程第２６、議案第１２号周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

**○副町長（山中　茂雄君）**　議案第１２号周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本件は、工事請負契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第５号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件は、令和７年５月２３日に一般競争入札を公告し、令和７年８月５日に開札した結果、福岡県福岡市博多区博多駅中央街７番２１号のカナデビア株式会社九州支社が２０億４，０００万円で落札いたしました。

その落札価格に、消費税及び地方消費税２億４００万円の額を加えた２２億４，４００万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要といたしましては、ごみ焼却施設の経年劣化した基幹的設備の一部更新などが主なものでございまして、ごみクレーン電動機の更新、焼却炉本体耐火物の張り替えや火格子の稼働に必要となる油圧ユニットの更新、燃焼ガス冷却用噴射水配管の更新、排ガス処理設備である集塵装置の一部更新、各種送風設備電動機等の更新や電気設備として電動機の制御に必要なインバータの新設となります。

また、運転管理の精度を維持するための工業計器の更新を行い、施設の長寿命化に加え、$CO_2$の削減など、循環型社会の形成に沿う施設とするための工事となっております。

なお、工事の完成期日は、令和１０年３月３１日を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第１２号、質疑はございませんか。田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　令和４年の全員協議会で、広域化の方針が説明されたと思いますが、この方針というのはもう変更されたということでよろしいのか。

今回の更新工事で、この施設の耐用年数というのはどれぐらい延びるのか、その辺を御答弁ください。

それと、条件付き一般競争入札、この方式を採用した理由を条件付き一般競争入札の目的とともに御答弁ください。

もう１点、今年の当初予算工事請負費９３５万円ということだと思うのですが、今年度は、費用の支出、予算の支出というのは、この９３５万円で賄える。この範囲内で予算の支出をするということでよろしいのか、３点確認させてください。

**○議長（荒川　政義君）**　浜元生活衛生課長。

**○生活衛生課長（浜元　信之君）**　田中議員の質問にお答えします。

まず、方針ですが、今、新可燃ごみ処理施設を利用するために周東環境衛生組合への加入の方針は変わっておりません。

ただ、現状を確認しましたら、周東環境衛生組合の新可燃ごみ処理施設計画が大変遅れております。新しい建設予定地の候補地がまだ決まったばかりの段階でして、それに伴って可燃ごみ処理施設等整備方針検討業務を今年度やっている状況です。

そのため、組合の規約等の改定等もまだ全然進んでおりません。来年、令和８年度あたりにできたらという話をお聞きしております。

今回の長寿命化のほうで改修しました後、どれぐらい施設の延長ができるかというのは１５年ぐらいを見通しております。

予算は、一応３年間で、令和７年度で廃ガス処理施設の更新を予定しておりまして、そちらが先ほど言われた９３５万円になっておりますので、予算は、今年度はこの金額で足りるようになっております。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　佐原財務課副課長。

**○財務課副課長（佐原　正幸君）**　ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

入札方式ですが、条件付き一般競争とした理由についてですが、このようなごみ処理施設の基幹的設備の大規模な改良工事につきましては、様々な入札形態がございますが、本町では条件付き一般競争入札としました。

というのが、主要な成果の報告書の７９ページでも最初に触れておりますとおり、本町では設計額が３億円以上の建設工事の契約案件については、原則として一般競争入札によることとしている。このため、性能発注方式による条件付き一般競争入札とさせていただきました。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　耐用年数１５年ということですが、広域化の方針との兼ね合いで、候補地が決定しているということは、そんなに遠くない時点で広域化は実現できるのではないかと感じましたけれど、それが、例えば５年後に広域化が実現します。今１５年の耐用年数のものを造りますというと、それは整合性が取れないのではないかと思いますから、そこをもう１回御説明ください。

それと、条件付き一般競争入札で３億円以上だからそうしたということですが、これは結果を見ると１社入札で落札率が９９％、これはあり得ないというか、当然これは昔みたいに集まって入札の札を入れるわけではないから、何社応募しているかというのは分からないはずですけれど、この経緯を見ると、現場説明会を開催している。一般競争入札の実施要領では、現場説明会は原則開催しないとなっていますけれど、これを開催した理由というのはどういうことなのか。

この現場説明会を開催して、この落札した業者しか参加していません。そのことが、１社しか現場説明会に参加しなかったということが、絶対に外部に漏れていないと言えるかどうか、そこをお答えください。

**○議長（荒川　政義君）**　佐原財務課副課長。

**○財務課副課長（佐原　正幸君）**　ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

現場説明会の実施の件ですけれども、入札の公告にも書いてあるとおり、現場説明会を入札期間中に行うとしております。

というのが、通常はおっしゃるとおり現場説明会というのは行わない方針で、建設工事の入札を執行しているところですが、このたびは性能発注方式ということで、当然、参加するしない、参考にするためにも、現場の状況を確認しておくということが事前にどうしても必要になりますので、結果的に参加者が１社のみとなりましたが、入札公告でも書いてあるとおり、何時からということは書いておりません。複数いれば時間をずらして事業者が重ならないように行う計画としておりました。

現場説明会の実施につきましては、担当課が差配しておりますので、内容につきましては、私から回答は控えさせていただきます。

入札期間中は、参加者締切りが令和７年６月２７日までとしておりましたが、もちろんこの間から入札の開札日が令和７年８月５日でございますが、この間を通してこちら側から入札参加者が１社のみであるということは、参加者に絶対にと言うとあれですが、参加者に知れることのないようにというのは十分留意して入札を執行してまいりました。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　浜元生活衛生課長。

**○生活衛生課長（浜元　信之君）**　田中議員の質問にお答えします。

令和４年の全員協議会のときに、遅れるかもしれないということで、令和１６年度以降ということでお話をさせていただいていると思うのですが、今、実際に候補地しか決まっていない、まだ建設候補地です。建設地ではなくて候補地なので、まだ全然決まっていないような状態でして、今それから３年たっているのですが、まだそういう状況ですので、実際の供用開始はもっと遅れるようになってしまいます。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　田中議員。

**○議員（８番　田中　豊文君）**　私が言いたいのは、改修するにも改修の仕方があると思う。広域化の計画があると、その広域化が何年先に実現できるか分からない、もう少しかかるみたいな今の御答弁でしたけれど、それで今回の更新で１５年の耐用年数というのはもうはっきりしている。そうではなくて、計画を今の改修に合わせたら１５年先になります。それで改修は耐用年数を１５年にしましたというような説明がないと、何か場あたり的に聞こえる。

そこをもう１回答弁というか、本当はこの議案を出す前に、令和４年に全員協議会で説明されているのですから、どういう改修をするのか、その辺の耐用年数の話もそうですけれど、広域化の話もこういう予定ですと、もちろん変更になることはあるでしょうけれど、予定ですが、このように考えていますということを説明して、その契約の内容も説明して、それでこの議案があがってきてほしかったと思います。

要するに、１社入札で落札率９９％。２２億円ですから、はい、そうですかというわけにはいきません。もっとほかに、３億円以上は一般競争入札だからというのではなくて、もっと９９％を下げるための調達方式の工夫というか、努力が検討がされたのかどうなのか、その辺もさっぱり分かりません。

現場説明をわざわざやって、それはやらなければいけなかったのかもしれませんけれど、原則開催しないとされているものを、現場説明をやって時間をずらしたと言っても、私だったら、２２億円の工事を取るためだったら、一日そこに張りついています。どこかほかの業者が来ないかどうか。そうやって調べればすぐ分かる話で、その結果がこの１社入札の９９％という気もします。どうも納得がいかないです。

もう１つだけ、先ほどの今の広域化の計画との整合性をもう１回御答弁いただきたいのと、今年度予算は９３５万円ということですけれど、今年度は前金も何も払わない、一切、２２億円の契約をしながら、支出は９３５万円で令和７年度は終わるということでいいですか。

**○議長（荒川　政義君）**　ここでお諮りをします。本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ時

間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、引き続き議事に戻ります。浜元生活衛生課長。

**○生活衛生課長（浜元　信之君）**　ただいまの田中議員の質問にお答えします。

町の長寿命化計画が令和９年度、３年間でありますので、令和７年度、令和８年度、令和９年度の令和９年度に完成の見込みですが、周東環境衛生組合は、今、令和１９年度以降ぐらいになるのではないかという話になっておりますので、完成後１１年ありますので、計画的には延命化した後も１５年にほぼ見合うぐらいの期間はあるとは思っております。

以上です。

**○議長（荒川　政義君）**　佐原財務課副課長。

**○財務課副課長（佐原　正幸君）**　今年度の予算の件ですが、契約の総額につきましては、ただいまお示ししておる総額の請負費となるのですが、債務負担の契約となりますので、今年度契約した令和７年度におきましては予算書に書いてある、予算書に要求しておる額が上限となります。

前払金というのも、本年度の上限額の規定でいきますと、１０分の４以内の範囲内で前払金は支払い可能ということになります。

令和８年度、令和９年度、それぞれ予算の上限を債務負担の予算で組まさせていただいておりますので、その３年間の総額が本契約額となるということで、御理解をいただきますようお願いいたします。

**○議長（荒川　政義君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒川　政義君）**　ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

**○議長（荒川　政義君）**　以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、９月１７日水曜日午前９時３０分から開きます。

**○事務局長（岡原　伸二君）**　御起立願います。一同、礼。

午後４時56分散会

---